



平成26年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月16日（火曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（2番・3番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			追悼演説
			総務産業常任委員長報告
			村長行政報告
日程第 3	報告第 1号		平成25年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第 4	報告第 2号		平成25年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第 5			一般質問
日程第 6	議案第 1号		北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 7	議案第 2号		財産の減額貸付について
日程第 8	議案第 3号		富良野地区視聴覚教育協議会の廃止について
日程第 9	議案第 4号		占冠村小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 5号		占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 6号		占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 7号		平成26年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 13	議案第 8号		平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 14	議案第 9号		平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 15	議案第 10号		平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 16	議案第 11号		平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 17	議案第 12号		平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	(空席)
	2番	長谷川耿聰君		3番 山本敬介君
	4番	五十嵐正雄君		5番 佐野一紀君
	6番	工藤國忠君		7番 木村一俊君

## ○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

村 長	中 村 博 君	副 村 長	堤 敏 満 君
会 計 管 理 者	小 林 潤 君	総 務 課 長	田 中 正 治 君
企 画 商 工 課 長	松 永 英 敬 君	保 健 福 祉 課 長	小 尾 雅 彦 君
福 祉 施 設 推 進 室 長	中 田 芳 治 君	産 業 建 設 課 長	岩 谷 健 悟 君
林 業 振 興 室 長	田 畑 泰 行 君	ト マ ム 支 所 長	多 田 淳 史 君
総 務 担 当 係 長	蠣 崎 純 一 君	職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美 君
財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹 君	企 画 担 当 主 任	佐々木 智 猛 君
商 工 観 光 担 当 主 幹	後 藤 義 和 君	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩 君
保 健 予 防 担 当 主 幹	松 永 真 里 君	介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美 君
農 業 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕 君	土 木 下 水 道 担 当 主 幹	岡 崎 至 可 君
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子 君	水 道 担 当 主 幹	小 林 昌 弘 君
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏 君		

### （教育委員会）

教 育 委 員 長	藤 本 重 克 君	教 育 長	藤 本 武 君
教 育 次 長	伊 藤 俊 幸 君	学 校 教 育 担 当 係 長	小 瀬 敏 広 君

### （農業委員会）

会 長	安 田 堅 吾 君	事 務 局 長	岩 谷 健 悟 君
-----	-----------	---------	-----------

### （選挙管理委員会）

書 記 長	田 中 正 治 君
-------	-----------

### （監査委員会）

監 査 委 員	鷲 尾 心 英 君	監 査 委 員	木 村 一 俊 君
事 務 局 長	尾 関 昌 敏 君		

## ○出席事務局職員

事 務 局 長	尾 関 昌 敏 君	主 任	八 木 香 織 君
---------	-----------	-----	-----------

開会 午前10時00分

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成26年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長、工藤國忠君。

○議会運営委員長（工藤國忠君） 9月9日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日16日から17日までの2日間といたします。なお、議事日程、日割については、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

以上で、報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、2番、長谷川耿聰君、3番、山本敬介君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から

9月17日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月17日までの2日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は報告第1号から同意案第2号までの18件です。議員提案による案件は意見書11号から意見書案14号までの4件でございます。審議資料の1ページか2ページをお願いいたします。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりでございます。平成26年第4回臨時会以降の議員の動向は8月8日全員協議会から、審議資料の2ページに記載のとおりでございます。審議資料の5ページから6ページは平成26年度7月分の例月出納検査結果でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） これから、8月31日に逝去された小峰副議長に対して同僚議員を代表して、五十嵐議員より追悼演説を行います。

○事務局長（尾関昌敏君） 議員のみなさんは起立の上、小峰副議長の議席のほうに向きなおってください。部局等の皆さんもご協力お願いいたします。起立。

○議長（相川繁治君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐正雄君） 追悼の言葉。去る8月31日午前5時ご逝去されました占冠村議会副議長、故小峰義雄殿に心よりご冥福をお祈りいたしますとともに、占冠村議会議員を代表して追悼の言葉を申し上げます。振り返りますれば、あなたは昭和62年4月に地区労、現連合に結集

する組合・家族・革新政党など大勢の地域の信望を一身になって本村議会議員に立候補し見事に初当選の栄冠を勝ち取られ、農業に従事されながら連続7期28年の長きにわたり地方自治の進行、住民福祉の向上のため、活躍をされました。あなたはその間議会運営委員長、産業常任副委員長を経て、副議長として3期にわたり重責を担われてきました。これもひとえにあなたの人間味溢れる温厚なお人柄と、卓越した識見により議員との調和も図られてきた賜物です。

あなたの長年にわたる地方自治の大きなご功績に対し、平成14年6月に北海道町村議会議長会から、自治功労表彰、平成15年2月には全国町村議会議長会から自治功労表彰を贈られるなど、多くのご活躍とご功績はまことに顕著なものがございます。8月30日の北海道消防大会には元気に職務に励まれていたとお聞きしていましたが、31日の朝突然の訃報を知らされ大きな衝撃を受けました。昨今の長寿社会の中であまりにも早くこの世を去られ、ご遺族のみなさまの気持ちを察するとき、誠に痛恨の極みであります。占冠村の前途には課題が山積していますが、あなたの公共福祉に献身された尊いご遺志を継いで、及ばずながら村の発展と社会のために尽くすこととお誓いするとともに、ご冥福をお祈りし追悼の言葉といたします。平成26年9月16日、占冠村議会議員、五十嵐正雄。

**○事務局長（尾関昌敏君）** これより、故小峰副議長のご冥福を祈り、1分間の黙とうを行います。黙とう。

お直りください。ご着席願います。

**○議長（相川繁治君）** 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。総務産業常任委員長、長谷川耿聰君。

**○総務産業常任委員長（長谷川耿聰君）** 平成26年7月25日、占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村総務産業常任委員会委員長、長谷川耿

聰。

所管事務調査に関する調査報告、道外所管事務調査について。このことについて次のとおり事務調査を実施したので報告します。

1、調査期間、平成26年6月25日から27日まで3日間。

2、出席者、議会議員7人。

3、現地調査など、①和歌山県日高川町県森林組合連合会御坊事務所及びきのくに中津荘、木質バイオマス・木質パウダーの事例調査について、②岐阜県恵那市山岡町花白温泉、薪ボイラー・木の駅プロジェクトの研修について。

(1) 木質バイオマス・木質パウダーの事例調査について（和歌山県日高川町）まとめといたしまして、日高川町は和歌山県の中部に位置し、人口約1万人の農林業を基幹産業として発展した町である。長引く林業不振を背景に、森林の健全な育成と豊富な森林資源の有効活用を図るため森林・林業の再生を目指し、高性能機械の導入、作業道の整備による、低コスト林業を推進している。日高川町では、自然エネルギーの町づくりを推進しており、地球温暖化、自然環境を守る様々な活動に取り組んでおり、平成21年度から、木質パウダーによる、木質バイオマス地産地消システムを構築し、森林資源は地域内の財産と称し「日高川流域で発生する木質バイオマスは、流域で燃料化し、流域で利用する」画期的な取組みを行っている。木質パウダーの製造は、和歌山県森林組合連合会御坊事務所が同事業所から発生するバークやおが粉、町内の林地木材残材から木質パウダー燃料を製造し、日高川町の4温泉施設で利用している。パウダーという燃料形態は全国初の取組みです。木質パウダーは木材を約30ミクロンの微細な粉に加工し、ガス状に噴射燃焼させるもので、点火・消火が容易である。製造段階で乾燥工程不要で（製造コスト削減）、製造施設の小

型化、また燃料関係では、燃料ボイラーの小型化、均質の燃料品質、杯は燃料の1割程度で処理が容易であるのが特徴である。発熱量は1キロ当たり約4千500キロカロリーで化石燃料の2分の1に当たり、パウダー取引価格は40円と設定されている。今後は原材料調達の安定化、運搬作業の効率化など、努力次第で低価格の可能性を求めている。事業の目的は未使用の林地残材を有効に活用することで、森林所有者の収入確保と雇用の安定を図るなど林業振興を推進するものだが、CO2の排出削減に大きな貢献ができる。原木の買入れ価格は1トン当たり6千円で（県森連3千円、町3千円）地域通貨券で支払いしている。

その後、祝初施設の「きのくに中津荘」木質パウダーボイラー施設を見学しながら意見交換をした。本委員会としてもこの状況を参考にしながら、森林資源の活用について調査、研究をしてまいりたいと考える。

(2) 薪ボイラー・木の駅プロジェクトの研修について（岐阜県恵那市）、恵那市は、岐阜県の東部に位置し人口が約5万3千人で、平成16年に（旧）恵那市と恵南（山岡町・明智町・岩村町・上矢作町・串原村）の4町1村が合併した市である。今回訪れた山岡町は冬季の乾燥した気候を生かし細寒天生産量日本一、また良質な陶土を産することも知られている。

1、現地指導、やまおか木の駅で現地指導を受けた、やまおか木の駅は、山岡町の花白温泉にあり、木の駅に集まった原木は、天日乾燥して花白温泉の薪ボイラーの燃料に利用している。花白温泉は15年前に閉館され、地域を元気にしたいという有志が、木の駅を立ち上げ活動し薪ボイラーを導入して再建した。薪が湿っている、薪が集まらない、時代遅れではないか、などの意見があったが、同じ思いの者が集まり夢を膨らませ協力しあった結果の成功である。

原材料はそれぞれで登録者が軽トラックで持ち込み、約1立方に山積して自己申告する（己の良心任せ）原木は概ね末口15cm、長さ90cmが基準で、単価は1トン6千円（1立方4千円～6千円）代金はモリ券（地域通貨券）で支払われる。

2、現地指導後に恵那市山岡振興事務所において「木の駅プロジェクト」について研修を受けた。木の駅プロジェクトは森林を整備し未利用材（林地残材）の有効活用と、山仕事の復興を目指すもので、さらに、その対価をその町だけで使えるモリ券（地域通貨券）で支払うことにより、地域の活性化を図ろうとするものである。「俺たちのことは俺たちで決める」「軽トラックとチェーンソーで晩酌を」を合言葉に、気の合う同志が集い、ビジネスでなく、自分たちの手で山や環境を守り、20年後も「薪をくべ続ける」町づくりを目指している。新たな発見や喜びも大きいが苦悩も深く、共有しながら互いに助け合うことの大切さを感じた。占冠村では、薪ボイラーの一步を踏み出した。一連の作業工程が視察地とは状況は異なるが、自分たちの手で「自立するシステム作り」が今後の課題と思われる。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（中村 博君） 改めましておはようございます。去る8月31日早朝、故小峰副議長の突然のご逝去に対し、先ほど追悼の言葉、黙とうが行われましたが、村からも謹んでお悔やみを申し上げます。

ただいま議長のお許しがありましたので、8月8日以降の行政報告を申し上げます。審議資料の3ページをお開きください。

まず報告事項について申し上げますので、別に配付した行政報告をご参照願います。

行政報告、(1) 占冠村猟区について、占冠村猟区につきましては、土地所有者の同意、林野庁の承認、北海道の認可が整い、平成26年9月15日に北海道では、西興部村に続く2箇所目としてスタートしました。

本村のエゾシカ対策は、北海道猟友会富良野支部占冠部会、占冠村商工会、鳥獣保護員、酪農学園大学、一般社団法人エゾシカ協会、NPO法人エンビジョン、学識経験者で構成する占冠村エゾシカ対策協議会（会長 高橋勝美）の助言を受け、平成23年度に策定した「エゾシカ対策基本構想」により取り進めています。

エゾシカの個体管理の手法は「柵」による防備ではなく、「狩猟」による防除を行い、安全で安心を基盤とした独自の狩猟文化の創造による村の活性化を図ることを目的としています。

基本方針は、持続可能な資源利用と管理型狩猟の実現により「しむかっぶ型狩猟モデル」を構築し、①森林資源のモニタリング、②狩猟環境の整備、③有効活用の促進、④関連機関との連携体制構築、⑤人材育成と組織能力の強化という5本の柱を設定しています。

今までに行った主な事業は、森林資源のモニタリングにおいて、ロードセンサス・ライトセンサスによる個体数指標調査、発信器を装着して移動を調べるテレメトリー調査、農林業の被害実態調査を行っております。

狩猟管理の整備は、占冠村猟区設定に向けての調査、効率的な捕獲手法の開発として、囲いわな、シャープシューティング、モバイルカリングの試行を行っています。

有効活用の促進では、衛生的な処理加工施設

として、ジビエ工房「森の恵み」を建設し、肉については地元飲食店の食材として、加工製品は特産物として利用されています。

猟区設定についてこれまでの経過を申し上げますと、平成23年度に占冠村を対象とした北海道森林管理局による「猟区設定可能性調査事業」が行われ、平成24年度に村単独事業で「占冠村猟区設定可能性事業」を実施しています。

その後、平成25年12月から平成26年3月にかけて本村に適した猟区のあり方を検討するため、「猟区設定・活用事業」を実施し、平成26年9月を目途に猟区開設に向け、猟区設定に係る土地所有者や関係者と合意形成を図る取組みを展開してきました。

占冠村猟区は占冠村猟区管理規程により行われますが、その概要は次のとおりです。

占冠村猟区の適正な管理運営のため、指導機関、関係機関・団体、学識経験者で組織する占冠村猟区管理運営委員会を設置しました。

占冠村猟区は村が設定者となり、管理運営に当たります。

運営体制は、事務局を産業建設課林業振興室におき、地域おこし協力隊員の2名が猟区主任、事務員、ガイドを務め、猟友会占冠部会が巡視員、ガイドを行います。

猟区の区域は、一部を除く村内全域を対象区域とします。

設定期間は平成26年度より10年間としますが、当初の2年間程度は準備期間とし、その後本格運営をめざします。

入猟期間、9月15日から翌年4月15日をエゾシカの可猟期間とします。この期間の中で、エゾシカの動向や駆除捕獲との調整を取りながら、毎年入猟期間を設定します。

この間、会議5回、住民及び関係機関への説明会7回、北海道森林管理局・北海道・西興部村等への要請活動を11回行いました。西興部村

は、北海道で初めて猟区を設定した自治体で、多くのアドバイスを頂きました。今後においてはそれぞれの猟区の特徴を活かし、共存共栄できるよう進めて行くものです。

なお、猟区設定の同意の状況は次のとおりです。地権者総数723、猟区設定区域に同意された数504（69.7%）、連絡不能等により公示送達対象数209（28.9%）、猟区設定区域に不同意とされた数 10（1.4%）。

おもな用務は、記載のとおりでございます。入札につきましては、第2千歳団地屋根工事ほか2件を執行しております。以上で、行政報告を終了します。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 報告第1号から日程第4 報告第2号

○議長（相川繁治君） 日程第3、報告第1号、平成25年度占冠村健全化判断比率の報告についての件、及び日程第4、報告第2号、平成25年度占冠村資金不足比率の報告についての件を一括議題にします。

本件についての説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号平成25年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。平成25年度決算に基づく4つの健全化判断比率についてご報告いたします。表左から実質赤字比率ですが、定められた数式により算出された数値は、マイナス2.37%となり赤字額がないことにより標記のとおりとなります。

次に連結実質赤字比率についても、マイナス4.00%となっており赤字額がないことにより、標記のとおりとなります。

次に実質公債費率ですが、平成25年度では5.96%ですが、過去3カ年の平均値をもって標記することから、6.7%となります。

次に将来負担比率については、昨年同様マイナス7.8%となっておりまして、標記のとおり数値は記載されないこととなります。

実質公債費率、将来負担比率とも、平成24年度と比較して減少した数値となっております。また、表下段にはかつこ書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。なお、監査委員の意見書につきましては、別冊で配布させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

引き続き、議案書の3ページをお願いいたします。報告第2号平成25年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。本件につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により平成25年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。本比率については、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計においては黒字会計となっており、資金不足が発生しないため算出されないことから標記のとおりとなります。また、監査委員の意見書につきましては別冊で配布させていただきますのでよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） これから、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑をおわります。



以上で、報告は終わりました。

### ◎日程第5 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第5、一般質問を行います。順番に発言を許します。

4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 議長よりお許しを得ましたので、何点かにわたって質問をいたします。まずはじめに、林業振興室の来年度以降の体制をどのようにしていくか、この辺について伺っていきます。林業振興室が設立されてから3年目を迎えています。この間、多少の職員の異動はありましたけれどもこの林業振興室の取組の成果、この辺について村長の考え方をまず最初に伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。これまで村有林の森林現況調査及び保残木調査など、概ね7割程度まで進んできております。また、森林整備では造材、保育事業において既存林業事業体への施業方法の指導、野生鳥獣対策では、国、道のモデル事業を積極的に活用しておりまして、より精度の高い情報を保有することができております。これまでの体制では、実施できえなかった本来あるべき森林管理などがなされつつありまして、職員だけでなく、村内事業体への育成に大きな成果があったものと認識しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 一定の成果があったということです。私もそのように認識していません。この間議会の議論の中でこの道や国有林からの技術者の派遣について、村長は答弁の中でだいたい3年を目途と言っていたように記憶していますがその辺の考え方について現行7割とこうゆう状況ですから、今後必要だというふ

うには思うわけですがけれども、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。基本的には現在においても3年を目途ということは変わっておりません。ただし林業振興室を設置するまでと、設置してからでは業務の対応も高度で専門性が格段に高くなっておりまして、3年を経過しつつあるこの間の取組みを踏まえまして、当面現体制を維持していきたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 当面、現行体制でいくということですから基本的に3年目は変わらないという話です。今後の村づくりのこの間の取組みと考へ、重要な柱の一つとして、この村の面積の94%を占める森林を活かした林業・木質バイオマスをはじめとする林産業の振興をこれからも積極的に進め、取り組んでいくことが求められております。この取組みも緒についたばかりと理解しています。これらの課題をより確実にしていくためには次年度以降も現行体制を維持して取り組んでいく必要があるというふうに思います。この辺について村長の考え方を再度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり本村の森林林業の振興につきましては、スタートをきったばかりであります。今後において残された課題解決に向け、取り組む必要がありますので、先ほど言いましたように現体制を維持する中で、森林・林産業の振興に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 次に、質問をかえさせていただきます。質問2の子ども・子育ての

支援についてであります。質問の通告の中で、訂正をお願いしたいのですが、「若い人たちが安住し」となっていますけれども、定住の間違いですので訂正してください。村のこれからの活性化を進めていくためには、若い人たちがこの村で定住して、安心して子育てができる環境を整備していく必要があるというふうに考えています。国は平成26年の4月17日に「子ども・子育て支援制度」というものを出しました。これは、平成27年の4月から5年間の計画期間として市町村子ども・子育て支援事業計画を作成して取り組むとなっています。この「子ども・子育て支援制度」を具現化していくために村としてどのように取り組んでいくのか、まずこの辺について伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。前段、重複することもございますけど、子ども・子育て支援制度につきましては、子ども・子育て支援法では市町村において特定教育・保育施設の運営に関する基準と、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めることになっております。そのため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。市町村子ども・子育て支援事業により、占冠における子ども・子育て支援策を進めてまいりますが、当計画の策定には昨年9月に議決いただき設置してございます、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないと法律で定められております。国では本年4月に子ども・子育て支援法が改正されて以降、当法律や規則、指針等の改正が行われてきておりますが、占冠の実情にかんがみ、占冠村ににあった子供・子育ての支援策に取り組んでまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 今、村長の答弁にあ

ったようにこの事業について中身を見ると、必ずしも占冠で取り組めるもの、取り組めないものの種々あるわけです。この辺についてはいま村長の答弁にありましたように子育て会議の中で、多くの住民の人たちの具体的な意見を聞きながら村として取り組んでいくという話であります。したがって、この取組については意見や要望を子ども・子育て会議ばかりではなく、もっと工夫をして地域の若い子育てをしている人たちに直接話を聞きながら、その中でやはりこの村でいろんなことを考慮しながらより若い人たちがこの村で安心して子育てができるという占冠村独自の色をきちんと出していく必要があるというふうに考えています。

それと合わせて、この事業に取り組むにあたって、保健福祉課の体制の中で、国の介護保険制度の中で要支援1、2については各市町村で取り組むということに変わりましたので、保健福祉課の仕事が大変ボリュームが大きくなって、担当者は昨日あたりをみていますと祝日にもかかわらず仕事をせざるをえないという状況になっているわけです。もちろん子育てのこの計画を村にあったものを作っていく、これは大変重要なことでありますから、もっと職員体制等の見直しを図りながらより多くの人たちの意見が聞けるような職場体制を確立していくこともまた重要であるというふうに考えています。これら合わせて再度答弁をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。まず計画の方でございますけど、昨年実施いたしました、子ども・子育て支援ニーズ調査の分析結果をもとに現在委託業者と連携してその作業を進めております。今後、継続事業と地域性をくみ取った改善点をまとめながら各関係機関、それから関係者等から選出される委員のご意見を賜りながら、まとめていきたいと思っております。

ます。それから小規模多機能施設ができることによりまして現在のデイサービスセンターの用途が廃止になります。その跡利用もございますので、直接子育てに関わっている方々、それから高齢者の利用も考えていかなければなりませんのでそういった高齢者のご意見等も拝聴しながらデイサービスセンターの跡利用も考えてまいりたい、たぶんその中で子ども・子育ての事業も可能となりますし、高齢者の要支援1、2の方々の対応等そういったことも考慮にいれながら進めてまいりたいと考えております。

職員の現体制の見直しということも一点ございました。デイサービスセンターの後利用の一つの考えでございますけど、現在地域包括支援センター、それからそれに関係する担当がございますけどそういった部署を向こうのほうに移すことも一つの方法ではないかと考えておりますし、今後福祉は年々制度も変わってボリュームも増えてきております。そういったことから、現人員体制でいいのかということも含めて来年度にむけて検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） お許しを頂きましたのでいくつか質問をさせていただきたいと思えます。まず質問の1つ目です。災害時の情報伝達ということです。広島県で8月の20日に集中豪雨による甚大な土砂崩れの災害が発生して、73人の方が死亡されて、おひとりの方がいまだ行方不明という状況です。また、この質問書をだしたあと、9月11日には1時間100ミリ以上の猛烈な雨が北海道にも降りまして、北海道初の大雨特別警報が発令されて、札幌市、千歳市、苫小牧市など45万世帯90万人というものすごい数の人に避難勧告が出されております。こういった近年の災害情報伝達のタイミングと難しさというのが非常に焦点化されてきております。

3月議会に一般質問でもお聞きしまして、村長から避難訓練で情報伝達方法についても考えていくというような答弁がありました。平成26年の4月には内閣府から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」というものも各市町村に通達をされております。これは1、2年を目途にガイドラインをしっかりと作って体制を整えなさいということだと思えるんですけども、こういうことも踏まえてまもなく9月20日に2回目の防災訓練が行われますがこの情報伝達についてどのような方法を試されるのか方向性についてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず災害時の情報伝達でございますけど、現在、占冠村地域防災計画が策定されておりまして災害時における避難のための手順として避難準備情報、避難勧告、避難指示の基準を定めております。その基準に基づき伝達方法を定めておりまして、1つ目として広報車による伝達として村広報車、富良野消防署占冠支所及び富良野警察署占冠駐在所等の広報車を利用し、巡回による伝達があります。2つ目として、NHK・民法放送局に対し勧告・指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を指示するとともに放送するよう協力を依頼する、そういったものがあります。3つ目として、電話による伝達として住民組織、行政区でございましてそういったところ、それから官公庁、官公署、会社等に連絡する。4番目として、伝達員による個別伝達として避難の勧告指示が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため全家庭に対する周知が困難であると予想される場合は、災害対策本部員、消防職員、消防団員等で担当を編成し個別に伝達する。5番目として、避難信号による伝達として危険信号として消防サイレンによる。このほか地区情報伝達員

による個別伝達を行うこととしておりますが、地区伝達員の体制整備が必要と考えております。

9月20日に行われます避難訓練におきましては避難勧告発令後、消防サイレン等の吹鳴、村広報車による巡回伝達、行政区等への電話連絡を行うとともに、要介護者等については個別伝達を行うこととしております。土砂災害計画区域における避難勧告については土砂災害警報に基づき関係住民に対し個別で対応をする、現在そのような計画で進めております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） この議論についてたびたび行われているわけですが、やはり大きな問題となっているのが、この伝達方法の一番メインとなる広報車が近年の家の気密性、それと最近多い、屋根のトタンをバタバタと叩く音の大きい豪雨の中で聞き取れないのではないかと。私も以前の防災訓練の時に広報車に同乗させていただいたのですが、やはり一度家の前を通ると、次に帰ってくるのは1時間後になります。その間情報が得られないということになっているのです。

もちろんテレビの情報若しくは電話等そういった体制の整備も補完としては必要だと思うのですが、メインとなる広報車の部分というものを解決していかねばならないのではないかとこのように私は認識をしております。

再度、複数のメディア等を通して避難勧告・指示をしていくということはわかるのですが、この主な避難勧告1番のメインとなる避難勧告について、今後どうされるおつもりかということをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 広報車による広報活動につきましては、住民懇談会でも聞き取れないという苦情も何件か承っております。村といたしまして、いろいろ手法を考えておりますけど、

なかなかいい方法がないというのが現状でございまして、先ほど言いましたようにとりあえず現段階では電話や巡回で周知すると、そういうような方法で考えてございます。

ただ、国の方も防災に対しましては非常に進めておりまして、今年の8月1日に総務省からL（エル）アラートというものが発表されております。これは簡単に言いますと、家庭のテレビのdボタンを押すとその市町村の災害情報がわかるというようなシステムでございまして、予定では2016年に都道府県で完全実施というようなスケジュールになっているようです。いずれにしても経費がかかるものですから、どういった方法がより効果的なのか、費用対効果も含めて考えていかなければならない、またこういった国の制度も活用していくのがひとつの方法でないかと、そのように考えております。

それから、もうひとつ自主防災組織、そういったものを行政区単位か班単位かで進めていかなければならないと思っております。それには現在地域防災マスター、防災士、そういったものを育成といいますか、置く必要があると考えておりまして、現在地域防災マスターはトママ地区で1人、防災士につきましては消防署員・団員含めて8人、資格を申請中でございまして、そういった方々の協力も得ながらひとつの防災体制をつくっていきたくと、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 方向性としては私も理解するところであります。ただ、やはり先日のような大雨、たまたま占冠はたいした雨になりませんでした。千歳、札幌、苫小牧方面、白老も含めて、あれだけの雨が降ってあのニュースを見ていると、みんなかなり不安になっていると思うのです。前にもお伺いしたとおり、メインの大きなものというのはお金がかかるし時

間もかかると。であれば、それを補完するような仕組みを早急に作っていただきたい。これはいま村長がおっしゃった自主防災組織、行政区なのか、もう少し小さい単位なのか、そういったことでもたとえば連絡網をつくって必ず連絡が行くとかそういった体制をまず補完的に作っていただく必要があると思います。私も今年は行政区長をやっておりますので、そういった動きがあるかなというふうに思っていたのですが、いまのところ防災訓練に向けて残念ながらなかったわけですから、これは行政区の方でも自主的にやっていくということも必要ですが、やはり行政のほうで音頭を執って進めていただければというふうに思うのですが、このことについて再度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村といたしましても近年の局地的な大雨に対処するには、先ほど申しましたけどそういったものプラス、ケースバイケース、1時間に100ミリを超えるような大雨、想定できないわけですけど、実際に道内でも起きているということもありますので、そういった防災に対する構え、それから伝達方法、それから住民組織といったものの総括的なものをつくりまして、まず大雨が来たらどうする、そういった住民に対する普段の啓蒙も必要だと思いますので、まずそういう連絡網、それから避難行動要支援者という方々に対する避難、そういったことも含めてより細かなものを作りあげていきたい、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） この件で最後に1点だけ伺います。避難勧告の判断、伝達マニュアルというのを作成ガイドラインが先ほど今年4月に出ているといいましたが、これを見ましたら避難勧告と伝達だけで60ページくらいある

非常に内容の濃いものになっておりまして、例えば津波とかそういったことも含まれているのでそうなっていると思うのですけれども、いま村の中で既にあるのか、若しくはこれから作る体制があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 占冠村地域防災計画の中にこういう基準が定めております。ただ、ご案内のように占冠村というのはすり鉢の底に川が流れてて集落が張り付いていると、そういうような状況でございますので本当にマニュアルに沿ったやり方で行っていても緊急対応できない、そういう状況にもなりかねませんので、これはひとつの基準でございますけど、やはり雨の状況、そういったものを十分判断しながら村では進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問に移りたいと思います。ニニウ地区の将来像はということであります。ニニウ地区で新しい形の観光型の農業に挑戦されるという方に対して村有地を賃貸することが決まりました。全員協議会で説明がありましたけども、経緯について広く村民の皆さんに知っていただきたいのでこの本議会で改めて伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。ご存じのように昨年度林間学校、教員住宅、サイクリングターミナルを解体いたしました。村ではこれらの施設の跡地約1.6ヘクタールの活用方法について検討をすすめる段階でありました。

本年5月に村内在住の方より、綿羊を飼育できる候補地を探しているという相談がありまして、村といたしましては村内の候補地を紹介しながら相手方との協議を重ねてまいりました。ご本人からは、村で紹介した候補地の中で計画

実現に最も可能性が高いと判断された当該地において綿羊を飼育したいとのことがありましたので、今回決定に至るまでの間、私を含め副村長、産業建設課長等による計画のヒアリングも実施し詳細について聞き取りを行ってまいりました。当該地を賃貸することを決定した理由といたしましては、ご本人の羊飼育にかける不転の決意はもちろんです、計画が本村の産業振興及び観光振興に寄与するものであると判断したところであります。計画のなかでは綿羊との触れ合いや相手方が有する能力、ネットワークを通じてニニウキャンプ場と連携した体験型観光の場を創出することも期待されており、占冠村の新たな観光スポットとしてニニウ地区の活性化が図られるものと期待してございます。経過については以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 新しいかたちの農業ということで農地で行うわけではないのですけれども、観光と絡めてぜひ特産となるように、若い人が力を発揮できるような場になるように非常に期待をしているところであります。この新規事業を受け入れるにあたって、ニニウにありましたニニウ自然の国構想の内容を庁内で見直しをして受け入れを決めたという説明が全員協議会でありました。ニニウ地区は、先ほど村長からもありましたが現在は住宅が1戸のみで夏にはキャンプ場が営業されているという状況です。ただ、キャンプ場の再開、三角不動産との和解、ターミナル等の解体、新規事業の受入れなど新しい時代を迎えたという感があります。私はニニウ自然の国構想、昭和57年につくられたものですが非常によく練られていて非常に斬新で素晴らしいものであったというふうに思います。もちろん時代背景もあってなかなかそのとおりいかなかったわけですが、それを単純に現代の状況に合わせて削除して少し付け

足したというものでは、これからニニウという地区の将来を考えた時に非常に心細いものだというふうに思います。元住民、新規事業者の方も交えて、いろんな方の意見を入れて新たなニニウの将来像の夢を描くような時期を迎えているというふうに思います。村長の過去の答弁の中にもこれからニニウについては新しい構想をもってやっていきたいということがありました。村長の将来図についての考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。ニニウ基本構想、五房の構想の中でニニウエリア全体をニニウ自然の国と位置付けされたニニウ地区を社会教育の場としての構想でありました。昭和57年に策定されたにもかかわらず、現在も30年以上たってもなお共通するキーワードがそこには記載されております。しかしながら月日の経過にともない紆余曲折をえながらニニウ地区の状況も大きく変化しておりまして現存しない施設や明らかに実現が困難な内容もあることから、現状に即した将来像が必要であることは議員の申されるとおりであります。村としてはニニウ地区に赤岩青巖峡も含めたエリアを占冠村のキャッチフレーズであります「自然体感しむかっぷ」を象徴するエリアとして自然体験の場というコンセプトにより新たな計画づくりに着手したいと考えております。この計画策定には様々な方々のご意見を拝聴しながら、ニニウ地区の活性化にむけた計画づくりを検討していく考えであります。

ニニウ地区については民間活力、それから新規参入者による活性化が持続的かつ効果的であると考えておりして、移住・定住・新規就農企業など村の重要施策との関連もあることから、庁内においても横断的な体制で調整を図ってまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番(山本敬介君) それでは最後の質問にまいりたいと思います。村内の駅利用についてです。まずJRの村内の駅は占冠駅、トマム駅とありますが、車椅子を利用される場合の対応をお伺いします。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) お答えいたします。占冠駅における車椅子の利用者は過去15年あまりで1件程度、問い合わせについても1件程度とJRのほうからお聞きしております。1件の利用者については1番線の利用ということもありまして、支障なく対応できたと伺っております。また、トマム駅につきましては事前に車椅子の利用について連絡があった場合は、星野リゾートの協力を得て対応をしているとお聞きしております。以上です。

○議長(相川繁治君) 3番、山本敬介君。

○3番(山本敬介君) 実は今年の春から占冠駅を利用される方で岩見沢の養護学校に通われている方がいらっしゃるんですね。通常は車で親御さんが送り迎えしているのですが、やはり将来卒業したあとも自分でJRを使うことが大切だということも含めて、もしくは親の負担の軽減も含めてJRを使おうということで、JRに問い合わせたということでありました。そうすると占冠駅は基本的に無人駅でありますから、無人駅の場合はその駅の管理をしている行政の対応だということで、行政にJRが問合せたところ、占冠駅では車椅子の利用は難しいというふうに言われたと聞いております。

特急については「おおぞら」も「とかち」も両方とも指定席に車椅子の固定する場所があるのです。事前に予約をすればそこに乗せていただいて、降りる時も、北海道の鉄道というのは基本的に少し雪の関係があって、ホームと段差がどうしてもあるのですが、その介助もしていただけるということで、札幌方面から来た場

合、占冠駅に停車した場合にホームに降りることはとりあえずできるわけです。ただ、そこから占冠駅は31段階がありますので、それを越えて向こうに行かなければならないということになってくるわけです。

それで私も調べましたところ士別駅では、行政の方で窓口を作って社会福祉協議会と一緒にこの介助を1日4本程度の列車で行っています。士別駅は無人駅ではありませんが、駅員が対応するのではなくて社会福祉協議会と駅の人と対応をしているということで、士別駅については占冠駅と同じような構造になっています。やはり利用者が今まで少なかったとはいえ、公共の駅が車椅子の方が利用できないというのは非常に問題かなと、そういう要望があった時に対応出来るような体制、若しくは検討をしていくべきではないかというふうに思うのですが、村長の考えをお伺いします。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(中村 博君) 車椅子利用者の利便性でございますけど基本的には施設はJRのものでございますから、今後エレベーターなり、なんなり設置することを要望していきたいとそのように考えております。ただ、JRも大変厳しいというお話を聞いておりますので簡単にはいかないと思いますので、車椅子利用者の対応につきましては今後村とJR、それから福祉協議会で士別市で行っているということをお聞きしましたので、そういった関係機関とも協議してなるべくスムーズに乗降できるような体制をとれないか検討してまいりたい、そのように思っております。以上です。

○議長(相川繁治君) 3番、山本敬介君。

○3番(山本敬介君) トマム駅についてはリゾートのほうに問い合わせをしたら、当然であると。その場合はスタッフがでてトマム駅は49段あるので当然そこを担いでいくというよう

なことをやっているということでした。基本的なりリゾート利用の方のみの対応になるのですが、もしどうしてもそういうことがあったら、例えばリゾートで施設を少し使ってもらおうとかそういったことで対応も可能かなともおっしゃっていました。あくまでもこれはイレギュラーな対応なのですが、トمام駅についてはそのような状況になっています。

先ほど申し上げたように、養護学校に通っていらっしゃる方はやはり御子弟のために、自分の将来のためにそういったこともしっかりと学ばせていきたいと、また冬は車の移動もかなり大変になりますので、やはり近くの駅を利用したいということもありますので、できるだけ早い段階での対応をまずは検討いただけたらというふうに思います。早い段階での対応を頂けるかということを再度お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） そのようにいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 最後に駅利用に合わせてトイレの状況についてお伺いしたいと思います。村内の村有施設については洋式化が進められていて非常にいい状態になってきているというふうに思います。

先ほど村長がおっしゃったとおり、これはJRの施設ではあるのですが、駅というのは公共の施設、またその行政の入口でもあるわけです。現在の駅のトイレの状況についてまずは現状をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 占冠駅、それからトمام駅、車内のトイレについては様式化は進んでいないという状況にあると把握しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） これも両方見てきたのですけれども、占冠駅はまだもちろん洋式になっていないのですがまだましな状況というか、まだ利用できるかなというような状態なのですが、トمام駅の方はちょっとひどい状態です。例えば設置しているトイレトーパーもないような状態です。あと、くみ取り式の簡易水洗だと思うのですが、かなり匂いもひどくて海外からもたくさんお客さんが来ている中で、日本という国のトイレということで期待して来ているのです。その中で、リゾートに入られる方はあまり使われることはないと思いますが、あのトイレを見た時に非常に失望するかなというふうに思います。実際利用者の方にもお話を聞いたのですが、現在の公共のトイレでは厳しいねというお答えでした。今後、要望も必要だと思うのですが、例えば駅の近くに公共の環境の良いトイレを設置するなどの方策が取れるのかどうか村長にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トمام駅のトイレにつきましては、リゾートの玄関口のトイレとして匂いもごさいますし、良い状態ではないと考えております。以前、星野リゾートのほうにお伺いしたのですが、リゾートのほとんどがバスの利用でJRの利用が少ないという話がされました。最近はと聞きますと、外国人の旅行者がJRを利用すると、そういう人が増えているというお話も聞いておりますのでたぶんあのトイレを見ると失望するのではないかと感じております。9月30日に星野リゾートと定期協議といたしますか、意見交換をする場がありまして、星野の方からトイレの事で、まだ内容はわかりませんがお話があるみたいです。そういったお話を聞きながら村単独で出来ないこともありますし、地域住民、それからリゾートも巻き込んでJRのほうに要望してみたい、先程の階段の



ことも含めて要望を進めていきたいと思っています。それから村独自でトイレというご発言ありましたけど、それは現在のところ難しいかなと思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで、午前11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時40分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） お許しが出ましたので、2点ほど一般質問をさせていただきます。

まず1点目といたしましては職員住宅でございまして、これは消防職員も含む住宅関係でございまして、ご答弁をお願いいたします。

生活を続けていくために衣食住は大変大きな要素です。いま村では随時、村職員、消防職員、地域おこし協力隊の方々を新規採用しておりますが、この方々に安心していい仕事をさせていただくためにも住まいの確保は大切な問題です。しかし、残念ながら職員住宅は不足し、特に家族持ち用の住宅が足りず家賃の高い公営住宅に入居している状況が散見されます。退職後、この村を離れる予定の職員より「夢と希望」を持って、この村に奉職する将来性のある若い職員たちへ配慮した施策が考えられないかと思いません。職員の持ち家制度のより一層の充実について村長の考え方を伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。職員住宅の不足と老朽化については承知している所でございますけど、新規に職員住宅を建設することは、さまざまな事情により行われなかった現状にありました。ご指摘のとおり代替えとして村営住宅、産業振興住宅、楓等で、住宅手当や職員福利厚生補助金

などを支給して入居している現状にあります。

地域おこし協力隊や専門員につきましては、住宅料を全額村で負担し入居している状況にあります。今後の対策としましては、民間活力を生かした住宅建設を検討したいと、そのように考えております。

職員の持ち家制度の充実でございますが、職員においても定住促進条例に関わる優遇措置を適用し住宅建設に対する助成を行ってまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 職員の住宅については、ただ今私が申し上げましたように、やはり住み家がかっちりするということはすばらしくいい仕事をする源になると思うのです。

例えば消防職員の場合においては、千歳村営住宅、これは旧公団ですが、3戸ほど入居されているんですけど、築何十年という古い住宅で、家の格好はしているけれども実際には非常に老朽化した住宅で、大変ではないかと思うのです。この辺を考えるとこの住宅は取壊して、新しい住宅を建てた方がよろしいのではないかというふうにも感じるので、いまいち職員の住宅に関しては全体的な見直しをして、改めて良い住宅に職員を入れる方法か、現在ある住宅、宮下についても職員住宅がありますし、千歳については十分職員住宅がいろいろありますけど、再度調査してそういう住宅を撤去して新しい住宅の建設ができないのか、それと持ち家制度にいたしましても、もう少し補助の充実、中身を濃くできないものかその辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 議員のご指摘のとおり、今消防職員が入っている住宅もかなり前の建物でございまして、直しながら入っているというような状況でございます。また宮下の職員住宅

につきましても所管事務調査等で見ていただき、取壊すべきだといった意見も伺っておりますけど、新しく建てるだけの余裕が現在ないものですから、いま考えているのは先ほど申し上げましたように民間活力を活かした住宅建設と、その方向で考えたいと思っております。持ち家制度でございますけど、現在職員においても、一村民であるということで定住促進条例による優遇措置、そういうものを引き続き行ってまいりたいと、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 一昨年から私の行政区内に新しい住宅ができて、今年は民間の方が1戸建てられまして、さらに今年は若い職員が1戸建設する予定になっております。やはり基本的には私は持ち家制度というのが非常に重要だと思うのですが、ここについてはやはり応分なる助成制度ですか、人口流出の歯止めということも考えられまして、とにかく持ち家を持つことによって将来ここに長く住むということになりますので、再度この持ち家制度というものの見直しというものをここで考える必要があるではないかと思うのです。

だいたい家のない方はおそらく退職すると、この村から、率直に申し上げて、行ってしまおうと思うのです。やはり基本的には持ち家を与えるということが一番仕事上においても張りが出ると思いますので、この制度において村長今一度大胆な施策の転換ができないか、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 議員ご指摘のとおり、持ち家に関してはその人のスキルですとかモチベーション、そういったものを考えますと、やはり持つべきだとは思いますが、ただ、その人々の生活設計もありますし、いろんな状況もある

かと思っております。先ほど申し上げましたように、職員についても定住促進条例によって優遇措置を行ってまいりたいと、そのように発言いたしております。職員だけこれ以上優遇するということは一般の住民から見てどう映るのかということも率直に言っております。

職員住宅を建てるのと、現在民間の活力を活かした住宅を建設するのと、福祉職員を中心の住宅を現在建ててますけど、そういった試算も今出てます。そういったことも勘案しながら住宅政策を進めてまいりたい。

それから職員の持ち家を奨励するには、どの程度いまの定住促進条例からプラスアルファできるのか、そういったことも村の財源含めて検討には値すると考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 職員住宅の問題について質問しているのですが、こういう職員住宅だけ甘い考え方ということになるような感じになってしまうのですが、そうではなくて、これを契機に一般住民の方においても住宅施策ということは非常に重要なことなので、再度全体的な住宅施策にこれが発展していく可能性があると思うのです。そういう意味も込めて質問しているのですが、村長がいま答弁されていることはよくわかるのですが、民間住宅も含めながら住宅施策ということは非常に大事なことで人口流出、既存の人間を減らさないためにも非常に大事なことなので、やはり住宅施策というものの考え方というものを、やはり大胆な考え方でやる必要があると思うのですが、もう一度だけご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ご質問ありました一般住宅を含めてということであれば、現在の定住促進条例の内容の見直しも必要かなと、そのよ

うに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは、質問の2問目に移らしていただきます。ニニウの再開発構想でございますが、これにつきましては先ほど山本議員も質問されておりますが、私の考え方をここで述べさせていただきます。私の考え方をここで述べさせていただきます。これにつきましては、耕地80ヘクタールと廃校などを活用した総合的社会実践の場として「ニニウ自然の国」構想が策定され、基本計画のもとで5つのゾーン、これを五房の計画と申ししていたのですが、設定され進められました。これは総合的社会教育の実践の場という計画でした。このほどの計画では「総合的自然体験の場」と、先ほど山本議員の答弁にもありまして、観光を含めたということでございます。「総合的自然体験の場」に見直し、メインの事業として、突然、民間活力による「綿羊を中心として牧場形態と関連二次製品の開発」計画が進められております。ニニウ地区は標高も低く、村で一番温暖な地域であり農業の適地です。果樹なども採れます。複合農業経営も考えられますので、今一度、地域内の現況を調査し、道路網などインフラ整備を含めニニウ全体を考慮した再開発構想を考え直してはいかがですか。お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） ここで、時間が少々早いのですが午後1時00分まで休憩に入りたいと思います。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

村長の答弁からということで、村長。

○村長（中村 博君） ニニウ再開発構想についてご答弁いたします。昭和57年に策定されたニニウ基本構想の中で、ニニウエリア全体を社

会教育実践の場と位置付けたニニウ自然の国につきましては、既に中心施設とされていたサイクリングターミナル、林間学校、教員住宅が解体され実現不可能となってしまいました。

このため、キャンプ、クライミング、フィッシング、カヤック、ラフティング、山菜採り、昆虫採集など様々なアウトドア体験ができるニニウ地区に赤岩青巖峡を含めたエリアを「自然体験の場」と位置付け、占冠村のキャッチフレーズ「自然体感しむかっぷ」を象徴するエリアとした計画づくりに着手したいと考えております。新たな計画の実施付帯はあくまでも民間活力、新規参入でありゆたかな自然を活用し自然体験を通じてニニウ地区の活性化を目指すことをコンセプトにしたいと考えております。村としては、これから策定する計画のコンセプトに則してニニウ地区の活性化を図ってまいりたいと考えており、綿羊牧場についてもその実現に向けた第一歩とご理解いただきたいと思っております。

さて、ニニウ地区の現況ということでございますが、村内でも温暖な地域であり農業の適地であることは議員の申されるとおりであります。学童農園のハーブ園を活用し、ブルーベリー等の果樹を栽培して加工品の原料とできないかと検討しておりますが、果樹の管理、有害獣対策が必死であり過去の経験上困難が予想されます。

農地につきましては個人が所有する農地、村が所有する農地のほとんどが牧草地になっております。ニニウの牧場跡地等で活用されていない農地もありますが、ニニウ地区の農地はおおむね有効に活用されているものと認識しております。

道路の整備では通行に支障をきたす可能性が高いと考えられる道路につきましては、関係機関への要望を行ってまいりますし、村としても道路の良好な管理に努めてまいります。合わせて災害対策、安全管理体制につきましても関係

機関と連携を図るとともにインフラ整備では、民間活力の導入、新規参入者の確保、移住定住など村の重要施策の促進に向け必要に応じて生活環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

今後は、さまざまな方からのご意見を拝聴しながらニニウ地区の活性化をもとより占冠村の観光振興、産業振興に向けた新たな計画づくりを進めてまいります。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 大変意味のある長い答弁で理解に苦しむのもあるのですが、実は私がニニウ地区の再開発の問題で訴えたいのは、やはりニニウ地区がどのような現況になって、どのような格好で振興することがニニウの振興策でいいのかということなのです。民間活用は十分私もわかるし、ここで綿羊を中心とした放牧形態、これも私はひとつのアイデアとしては非常に結構なことだと思います。ただ、綿羊を飼育する上においても、やはり土地の問題だとかいろいろな問題がでてくるわけなのです、水の問題だとか、一匹当たりどれくらいの面積があればどの程度の収入が得られるかとかいろいろあると思うのです。そこで民間ができない部分の村の事業というのは、民地を含めて、あそこに当時の林間学校まで行く細道路の両脇がほとんど民地になっているのですけれども、そういうものも過去には暗渠排水などを入れて農地の利用をやった経緯もございますし、そういうものが果たして使えないのか使えるのか、買収が可能であるのか可能でないのかということも含めながらニニウの構想を立てる必要があると思うのです。ただ、果樹やなんかは熊の被害だとか鳥獣のいろんなネズミの被害だとかあるということなんです、それは管理状況の問題であって、それはどこでもあることであって、ここへ1戸の農家が入植することによってそう

ゆう管理はある程度緩和されるし、鹿の被害等についてはやはり鹿牧柵などいろいろなもので解決できると思うのです。ただ計画だけでなく、そういう考え方だけでなく、実際ニニウの現況の把握をして、本当に民間の人が売ってもらえるのか売ってもらえないのか、使ってもいいのか使ってはいけないのか、雑木をはやしているよりも私は農地として広く活用したほうがいいと思うのです。現に綿羊を飼うとしてもこの計画によると、林間学校の跡地だとかサイクリングターミナルの跡地の小面積のものではたしてそれで良いものなのか悪いものなのか。

それからもうひとつは道路上の問題、穂別、福山から通じるもので、これは重要な問題なのです。即刻これは北海道のほうへ要望して開通してもらわなければならないと思うのです。それによつては、キャンプ場についてもかなり利用客ができるし、その辺の調査をきちんとやって綿羊牧場を成功させるとか、私はここに複合経営と書いてあるのですが、そのほかに綿羊以外になにかできるものがないのかということも村としては調査してやらなければいけないのではないかと思うのです。再度、ご答弁をお願い致します。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 57年当時、あの計画を立てるのにたぶん地権者の動向ですとか、施設の状況、そういったものを調査して新農業改善事業を取り入れて村については開発を進めたと理解してございます。

これからあの地区を再開発するために現況をきちんと調査する必要があるというご指摘でございますけど、村としては村主体となって再開発と形での整備は今のところ考えてはいません。村でやるのはあくまでも現在村有地、牧場跡地もありますし、山もキャンプ場もあります。そういった村の施設をいかに整備して自然体験の

場に活用できるか、そういったことに重みを置いていきたいと考えております。

それから議員ご指摘のようにあそこは非常に村内でも温暖な地でありまして、標高も低いところで農業に適していると私もそのように感じております。ただ、現在ほとんどの農地は牧草地として使われておりまして、そこを改めてなにかをやるということは、今使っている農家に対しても支障をきたしますので、その辺は現況農地をきちんと使われるように農業委員会等を通して指導していただきたいと思っております。

それから、インフラ整備でございますけど、確かに福山へ行く道路につきましては非常に重要な道路かと思えます。高速道路を使いましてはこちらに一回こちらに来て、またニニウまで戻らなければならない、そういうこともありますので、あの道路については聞かれるごとに北海道に要望しておりますし、新得が会長だだと思いますけど期成会もありますので、いろいろな機会に生活用道路、それから観光用道路としての整備を北海道のほうにも要請してまいりたいと思っております。

それから、ニニウ地区にはニニウ地区の特性があると思っております。それは、動物であったり、植物であったり、山であったり、川であったりというそういう自然がありますし、ニニウの土地、気象状況といった自然的な条件もあります。それから明治時代に入られて開拓された人の歴史、それからまだ人も住んでいらっしゃるし、そういった方々の足跡というものがニニウの特性としてあるかと思っております。やはりそういった、あるものをきちんと整理しながら地区の再整備は進めていくべきだと、そのように考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 結局、村長は最後にニニウはいろいろな歴史があるからそういうも

のも含めながら再開発をしていくという結論に達したと思うのですが、前談、村の再開発について現在村のある施設をもって再開発するので、そのほかの計画はしていないということをおっしゃられているのですが、私はニニウ地区が本当に活気を取り戻すということについては、やはりニニウ全体のものを考えながらやらなければニニウの活性化は取り戻せないと思うのです。それにはそこに潜んでいるあらゆるものを調査しなければならないと、そしていま村長がここで既に出発している綿羊開発も含めてやらなければならないと、だから私は全体の調査をやらなければならないと、ニニウの活性化は成り立たないのではないかということをおっしゃっているのです。だから、なぜそういうことをやらないがために調査しないのかと、したほうがよろしいと思うのですよ、絶対に。村長もいま申し上げたように、歴史の問題があるからやらなければならないというふうに考えているのだけれども、私は遅まきながらもいいから、再度ニニウは一番気候が良いし、なんでも採れる地域なのです。占冠唯一の温暖地なので、そこにどういう方法のものをやるのが一番いいのかというものは、やはり現地の調査をきちんとやって、気候条件から、土地の条件から、それから過去の歴史のものものを、そして含めて道路開発の問題含めてやったほうがいいと思うのですよ。ぜひこれ村長、時間がかかってもいいから隅から隅までニニウの調査を再調査やってみませんか。お答え願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 再調査といいますか、もちろんニニウ全体を考えて村の立ち位置も決まるわけですけど、それには議員ご発言のとおり、ニニウ全体のことは掌握しなければならないと。ご質問の中でありましたけど、耕地が80ヘクタール、あの地域にあることになっており

ます。転用されて木が植えられたところもありますので、いまでは耕地はもうちょっと少なくなっているかと思えますけど、そのぐらいのボリュームでしたら地権者、それから農地の分布、そういったものは机上でも調べることができます。また、どうゆう賃貸借関係になっているかということも調べることができますので、そういった基礎的なものは新しいデータといえますか、調べたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

---

## ◎日程第6 議案第1号から日程第11 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件から、日程第11、議案第6号占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。議案第1号から、議案第2号までについては総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の5ページをお願いいたします。議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明を申し上げます。

本件は、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴い、規約を変更する必要が生じたため地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、北海道市町村職員退職手当組合理約別表で、「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改めるものでございます。附則として、施工日は総務大臣の許可の日からとしております。

続きまして、議案第2号になりますが、議案

書の7ページをお願いいたします。議案第2号財産の減額貸付についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき財産を減額して貸付したいので議会の議決を求めようとするものでございます。減額しようとする内容をご説明申し上げます。建物の所在、種類ですが、占冠村字ニニウ234番地5にあります旧ニニウサイクリングターミナルの自転車格納庫1戸100.00㎡で構造は鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根平家建の建物であります。貸付の目的は、遊休施設として所有していた当該施設を借受希望者に減額貸付し、住宅として利用していただき、地域活性化及び定住化の促進を図るものでございます。貸付の相手方ですが、占冠村字双珠別、黒井宏論です。減額する貸付料の額ですが、財産の貸付に関する基準より算定した貸付料に、100分の35を乗じて得た額でございます。具体的な貸付料につきましては、固定資産評価額をもとに固定資産税相当額を貸付料とさせていただきます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第3号については、教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） 議案書の9ページをご覧ください。議案第3号、富良野地区視聴覚教育協議会の廃止についてご説明申し上げます。本協議会は、地方自治法第252条の2の規定により視聴覚教育に関する事務を沿線自治体の共同で管理し、執行するため昭和40年6月1日に設置されました。設立当初は、16ミリ映写機、映画フィルムなどの高価な視聴覚機材を共同で購入・管理し構成市町村の教育機関で利用することにより、視聴覚教育の推進に効果がありましたが、近年の情報技術の発達に伴い利用がなくなり役割を終えた本協議会を平成26年9月30日をもって廃止しようとするものでございます。

本協議会の廃止には、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決が必要なことから議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第4号については、福祉施設推進室長、中田芳治君。

○福祉施設推進室長（中田芳治君） 議案書11ページをお開きください。議案第4号についてご説明申し上げます。本件は、占冠村小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例を制定することにつきまして、本定例会に提出するものでございます。その内容につきまして、順次ご説明いたします。

第1条は目的、第2条は設置、第3条は名称及び位置、第4条はサービスの提供、第5条は指定管理者による管理、第6条は指定管理者が行う業務、第7条は利用日及び利用時間、第8条は利用者の資格、第9条は利用の許可、第10条は利用許可の制限、第11条は利用の許可の取消し等、第12条は利用料金、第13条は利用料金の収受、第14条は利用料金の減免、第15条は利用料金の還付、第16条は損害賠償、第17条は委任の条項をそれぞれ定めるものでございます。また、附則としまして施行期日を平成27年4月1日から施行しようとするものと、施行前に事務的に進めなければならないことがあることから準備行為としまして規定するものでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第5号及び議案第6号については保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書15ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明をさせていただきます。

国税及び地方税における延滞金の見直しがあったため、介護保険料にかかる延滞金の割合を

引き下げるものでございます。内容としましては、特例措置として特例基準割合に定率を加えてそれぞれの割合を14.6%の延滞金を各年の特例基準割合プラス7.3%という特例措置であります。延滞金還付加算金の7.3%の内容については、各年の特例基準割合プラス1%ということで上限7.3%とする内容でございます。施工期日及び経過措置でございますが、今条例は公布の日から施工するものです。また、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適応して同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものです。

続きまして、17ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由の説明をさせていただきます。

改正理由ですが、国税及び地方税における延滞金の見直しがあったため、高齢者医療保険料にかかる延滞金の割合を引き下げるものでございます。先ほど同様、特例措置として特例基準割合に定率を加えてそれぞれの割合を以下のとおりとします。延滞金の内容につきましては14.6%から特例基準割合プラス7.3%。7.3%の延滞金還付加算金につきましては、それぞれ各年の特例基準割合プラス1%ということで上限が7.3%の内容でございます。同じく施工期日及び経過措置ですが、公布の日からの施工となります。また、延滞のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適応し、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで、提案理由の説明理由を終わります。

---

◎日程第12 議案第7号から日程第17 議案第12号

○議長（相川繁治君） 日程第12、議案第7号、平成26年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件から、日程第17、議案第12号平成26年度占冠村後期高齢者保険特別会計補正予算、第1号までの件、6件について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第7号については、総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書19ページをお開きください。議案第7号、平成26年度占冠村一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

このたび提案いたします占冠村一般会計補正予算、第3号は、歳入歳出それぞれ5700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億6270万円にしようとするものと、債務負担行為の追加1件、地方債の変更4件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書の26ページをお願いいたします。9款、1項、1目地方特例交付金において9万6千円の増額でございます。10款、1項、1目地方交付税において額の確定により、普通交付税で6324万円の増額でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金において、5目総務費国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金297万8千円の増額でございます。14款国庫支出金、3項委託金において、3目教育費委託金で公民館等を中心とした社会教育活性化プログラム委託料12万円の増額でございます。27ページ、15款道支出金、2項道補助金において、4目農林業費道補助金で農地基本台帳システム整備事業道補助金25万円の増額でございます。18款、1項繰入金において過疎対策事業債の減額など、補正予算による一般財源額が見込まれることから、1目財政調整基金繰入金で、3500万円の増額。各特目基金においても各事業に対する財源が必要となることから、5目福祉基金繰入金で1500万円の増額、10目村営住宅基金繰入

金で300万円の増額でございます。19款、1項、1目繰越金において、前年度繰越金637万9千円の増額でございます。28ページ、21款、1項村債においては、1目総務債、臨時財政対策債で算定の基礎となる財源不足額が減少したことにより1976万3千円の減額。2目民生債、3目土木債において過疎対策事業債で全国的に要望額が多く、予定額を上回ったことにより減額配分となり小規模多機能施設建設事業で3060万円の減額、トマム団地内1号線改良舗装事業で500万円の減額、除雪機購入事業で1370万円の減額でございます。

次に議案書29ページ、歳出についてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費で町村非常勤公務災害補償組合負担金5万円の増額、4目財産管理費で村有地コンクリート殻廃棄物処理委託料13万5千円の増額、5目総合センター管理費で総合センター除雪のための臨時雇上賃金21万7千円の増額、6目コミュニティセンター管理費で修繕料29万7千円の増額でございます。30ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費で12節役務費6万3千円の増額、13節委託料でデイサービスセンター地下タンク埋設管等漏洩検査業務委託料5万9千円の増額、障害者自立支援システム回収業務委託料60万5千円の増額。28節繰出金で国保会計繰出金66万6千円の増額、介護保険会計繰出金60万円の増額と財源振替でございます。3款民生費、2項児童福祉費において、1目児童福祉総務費で子ども・子育て例規整備業務委託料27万円の増額でございます。31ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費で水道会計繰出金2千万円の増額と財源振替でございます。2目予防費で消耗品費19万4千円の増額、手数料1万2千円の増額、5目高齢者福祉医療費で後期高齢者医療会計繰出金70万円の増額で



ございます。

(すみません、訂正をさせていただきます。私、27ページの18款、1項繰入金で村営住宅基金繰入金を300万のところ3000万と言ったそうなのですが、300万円に訂正させていただきたいと思えます。)

引き続き32ページをお願いいたします。6款農林業費、1項農業費において、1目農業委員会費で農地基本台帳管理システム改修業務委託料50万円の増額、高速道路使用料2万円の増額。2目農業振興費で燃料費10万円の増額。3目畜産業費でトマム3線乾草舎解体工事370万円の増額。4目農業構造改善事業費でニノウキャンプ場水源調査委託料220万円の増額、サイクリングターミナル・林間学校跡地水道管敷設工事80万円の増額でございます。

次に33ページ、6款農林業費、2項林業費、1目林業振興費において猟区管理運営委員報酬4万8千円の増額、熊・鹿駆除捕獲奨励金12万円の増額、旅費で費用弁償11万4千円の増額、特別旅費6万円の増額、猟区設定にかかる消耗品費で43万2千円の増額、猟区巡視業務委託料42万7千円の増額。備品購入費で温度計5万7千円の増額、作業用センサー20万6千円の増額、猟区ガイド研修負担金10万円の増額でございます。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費において地域企業振興事業補助金100万円の増額でございます。

次に34ページ、8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路維持費において村道等修繕料263万4千円の増額、委託料で村道東1線法面調査業務委託料400万円の増額、トマム地区村道支障木伐採枝払い業務委託料110万5千円の増額と財源振替でございます。8款土木費、2項河川費、1項河川総務費において修繕料23万円の増額でございます。8款土木費、3項住宅費、1項住宅管理費において普通旅費2万2千円の増額、村営

住宅修繕料300万円の増額、遊具定期点検委託料21万6千円の増額、高速道路使用料2万円の増額でございます。

35ページ、8款土木費、4項都市計画費、2目生活排水処理費において個別排水処理施設受益者分担金前納報償金6千円の増額、下水道会計繰出金130万円の増額でございます。10款教育費、1項教育総務費において、2目事務局費で英語指導助手住宅部品購入費36万円の増額。3目義務教育振興費で、児童生徒健康診断業務委託料10万円の増額。4目育英事業費で修繕料20万円の増額でございます。10款教育費、2項小学校費において、1目学校管理費で修繕料18万円の増額でございます。

次に36ページ、10款教育費、3項中学校費において、1目学校管理費で修繕料40万円の増額。2目教育振興費で学校備品購入費2万円の増額、扶助費で、要・準要保護生徒援助費4万円の増額でございます。10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費において公民館地域連携活性化事業旅費12万円の増額でございます。10款教育費、5項保健体育費において、1目保健体育総務費でスキー場夜間照明修繕料386万6千円の増額。2目給食推進費で準要保護児童生徒給食費6万5千円の増額でございます。13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費において住宅または、公共施設建設予定地として土地購入費536万4千円の増額でございます。予定しております土地であります、旧森林管理事務所跡地、3筆で1276.02㎡。金額で267万9642円と、千歳民有地2筆で1322.22㎡、金額で268万4107円でございます。

議案書に戻りまして20ページから21ページ補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。次22ページ、債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正のとおり1件を追加しようとする

るものでございます。23ページ、地方債の補正につきましては、第3表地方債補正のとおり4件を変更しようとするものでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第8号、議案第11号、議案第12号については保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書37ページをお願いいたします。議案第8号、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の提案理由のご説明をいたします。今回は、歳入歳出予算の総額それぞれ100万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3700万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細にて説明をさせていただきます。40ページをご覧ください。

歳入からです。8款、1項繰入金、1目一般会計繰入金を66万6千円増額するものです。9款、1項繰越金では前年度繰越金で33万4千円の増。

続きまして歳出です。1款、1項総務管理費で1目一般管理費におきましてマイナンバーシステム委託料として100万円の増額です。

以下、38ページの第1表歳入歳出予算の補正のとおりの内容となります。

続きまして、議案書53ページをお願いいたします。議案第11号、平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の提案理由の説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億750万円にしようとするものです。以下、56ページの事項別明細で説明をさせていただきます。

歳入からです。7款、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金では、事務費繰入金として60万円の増額。8款、1項繰越金では前年度繰越金で90万円の増額。

歳出です。1款、3項介護認定審査会費、1

目介護認定審査会費におきまして、備品購入費として14万円の増額。3款、1項介護予防事業、2目包括的支援事業費におきましては、13節委託料で介護保険システム改修費で129万9千円の増額。18節備品購入費で6万1千円の増額です。

54ページに戻っていただきまして、第1表歳入歳出予算補正のとおりの内容となります。

続きまして57ページをお願いいたします。議案第12号、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の提案理由の説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出それぞれ1700万円にしようとするものでございます。以下、事項別明細60ページをご参照ください。

歳入からです。3款繰入金、1項一般会計繰入金において、1目事務費繰入金で70万円の増額。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、13節委託料でマイナンバーシステム整備費委託料として70万円の増額であります。

以下、58ページ第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第9号、議案第10号については、産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 議案書41ページになります。議案第9号、平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号。平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1700万円とするものであります。2として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条です。

地方債の追加、変更は、第2表地方債補正による。平成26年9月16日提出、占冠村長、中村博。

事項別明細書の歳入から説明いたします。議案書45ページをお開きください。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金で2千万円の増額です。2目簡易水道事業施設整備基金繰入金290万円の増額です。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節の前年度繰越金で270万円の増。6款村債、1項簡易水道債、1目簡易水道債、1節の簡易水道事業債5500万円の減額です。2節過疎対策事業債3050万円の増額です。

歳出の説明をいたします。議案書46ページをお願いいたします。2款管理費、1項施設管理費、1目施設維持費、11節需用費の修繕料で53万円の増額です。12節役務費手数料で2万円の増額です。13節委託料30万円の減額です。これについては、水質検査業務委託料の執行残となります。15節工事請負費で535万円の増額です。内訳として、民間賃貸共同住宅給水工事で340万円の増、第2トマム団地1線改良工事に伴う水道管移設工事で195万円の増です。4款施設、1項施設建設費、1目新宮改良費については、財源振替であります。

議案書42ページにお戻りください。第1表歳入歳出予算の補正は、説明した内容により、歳入歳出それぞれ560万円を追加し、歳入歳出総額を2億1700万円とするものであります。議案書43ページは、第2表地方債補正で追加1件、変更1件であります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

続きまして、47ページになります。議案第10号、平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号、平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億300万円とする。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成26年9月16日提出、占冠村長、中村博。

事項別明細書の歳入からご説明いたします。51ページをお願いいたします。

1款分担金、1項分担金、1目浄化槽費、1節の現年度分で3万円の増額です。3款繰入金、1項繰入金、2目浄化槽事業、1節一般会計繰入金で130万円の増額です。4款繰越金、1項繰越金、1目下水道事業、1節の繰越金で165万7千円の増額です。2目浄化槽事業、1節繰越金で1万3千円の増額です。6款村債、1項村債、2目浄化槽事業、2節の下水道事業債で170万円の増額です。

52ページをお願いいたします。歳出を説明いたします。2款管理費、1項施設管理費、1目下水道費、11節事業費の修繕料で165万7千円の増額です。2目浄化槽費、12節役務費で1万3千円の増額です。3款施設費、1項施設建設費、1目浄化槽費の13節委託料で47万6千円の増額です。15節工事請負費255万4千円の増額です。

48ページにお戻りください。第1表歳入歳出予算補正は説明した内容により、歳入歳出それぞれ470万円を追加し、歳入歳出総額を1億300万円とするものです。49ページは、第2表地方債補正で変更1件で、限度額・起債の方法・利率・償還方法は記載のとおりであります。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで、提案理由の説明を終わります。

---

### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、

全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1 時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月 1日

占冠村議会議長 相川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 山 本 敬 介

平成26年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成26年9月17日（火曜日）

○議事日程

			議長開議宣告（午前10時）
日程第 1	議案第 1号		北海道市長権職員退職手当組合理約の変更について
日程第 2	議案第 2号		財産の減額貸付について
日程第 3	議案第 3号		富良野地区視聴覚教育協議会の廃止について
日程第 4	議案第 4号		占冠村小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 5号		占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 6	議案第 6号		占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 7号		平成26年度占冠村一般会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第 8号		平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第 9号		平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 10	議案第 10号		平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 11	議案第 11号		平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 12	議案第 12号		平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 13	認定第 1号		平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14	諮問第 1号		人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 15	同意案第 1号		固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 16	同意案第 2号		占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 17	意見書案第11号		林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 18	意見書案第12号		「手話言語法」制定を求める意見書
日程第 19	意見書案第13号		軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書
日程第 20	意見書案第14号		2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
日程第 21			議員派遣の件
日程第 22			閉会中の継続調査所管事務調査申出
追加日程第 1	議案第 13号		財産の無償譲渡について 議長閉会宣言

### ○出席議員（8名）

議長	8番	相川繁治君	副議長	（空席）	
	2番	長谷川耿聰君		3番	山本敬介君
	4番	五十嵐正雄君		5番	佐野一紀君
	6番	工藤國忠君		7番	木村一俊君

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

村長	中村博君	副村長	堤敏満君
会計管理者	小林潤君	総務課長	田中正治君
企画商工課長	松永英敬君	保健福祉課長	小尾雅彦君
福祉施設推進室長	中田芳治君	産業建設課長	岩谷健悟君
林業振興室長	田畑泰行君	トマム支所長	多田淳史君
総務担当係長	蠣崎純一君	職員厚生担当主幹	細川明美君
財務担当係長	野原大樹君	企画担当主任	佐々木智猛君
商工観光担当主幹	後藤義和君	社会福祉担当主幹	高桑浩君
保健予防担当主幹	松永真里君	介護担当主幹	木村恭美君
農業担当主幹	阿部貴裕君	土木下水道担当主幹	岡崎至可君
建築担当主幹	嵯峨典子君	水道担当主幹	小林昌弘君
林業振興室主幹	鈴木智宏君		

#### （教育委員会）

教育委員長	藤本重克君	教育長	藤本武君
教育次長	伊藤俊幸君	学校教育担当係長	小瀬敏広君

#### （農業委員会）

会長	安田堅吾君	事務局長	岩谷健悟君
----	-------	------	-------

#### （選挙管理委員会）

書記長	田中正治君
-----	-------

#### （監査委員会）

監査委員	木村一俊君	事務局長	尾関昌敏君
------	-------	------	-------

### ○出席事務局職員

事務局長	尾関昌敏君	主任	八木香織君
------	-------	----	-------

開会 午前10時

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。

ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、財産の減額貸付についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、財産の減額貸付についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、富良野地区視聴覚教育協議会の廃止についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 2点ほどお尋ねいたしたいと思います。この協議会の廃止にあたり、他の沿線自治体との協議についてですが、議決後に行われるのか、もうすでに協議されているものなのか。

もう1点が、過去に購入、管理されている、この高価な視聴覚機材というものがその帰属はなるのか。その2点についてお伺いいたします。



○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。  
○教育次長（伊藤俊幸君） 沿線自治体との協議はすでに終了しておりまして、それぞれの自治体で議会に提案することになっております。

財産についてでありますけれども、現在この協議会で行われております事務については、子ども向けのDVDソフトを沿線の図書室で貸出しを行っているのが主な内容でございます、この事務については一定の利用があることから、この事務と資産を富良野地区広域教育圏振興協議会に継承し、事務を引続き行っていくことで協議を進めております。

○7番（木村一俊君） DVDのことはわかりましたけれども、昔あった8ミリですか、高いそういう機材・器具の帰属はどうなったのでしょうか。

○教育長（藤本武君） 答えさせていただきます。先ほどの次長の答弁にもありましたけれども、8ミリ等のフィルム等についてきましては、貴重なものだということでもありますので、それについては処分ということではなくて、現在は富良野市の図書館に保管してあると思っておりますけれども、その部分については先ほどの答弁にありますとおり、協議会のほうに帰属して引続き富良野市のほうで管理をしていくと聞いております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、富良野地区視聴覚教

育協議会の廃止についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、占冠村小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 何点かお尋ねいたしたいと思います。まずこの条例の第5条に書かれてあります「指定管理者に管理を行わせることができる」と書かれておりますが、6条から12条までずっと指定管理者が行う内容についての記述が多いので、指定管理者に行わせることができるということよりも、「指定管理者に行わせる」と断言というか、書かれたほうがいいのかなと思うのですがこの辺の判断についてお尋ねすることが第1点。

それから第9条、利用の許可ということで「施設を利用しようとするものは指定管理者の許可を得なければならない」と書かれてありますが、小規模多機能の利用については、登録者が利用できることになるということでしたが、この許可と登録との関係をどういうふうにかんがえたらいいのかをお聞きいたしたいと思います。

それから9条の1項の2号「許可に際し、管理上必要な条件を付すことができる」、それからその下の「利用許可の制限」とか「許可の取消」とか書かれているわけなのですが、指定管理者

の許可を受けられないとか許可が制限された場合、取消されたという場合、占冠村での介護サービスが受けられないということを意味しているのかどうか、その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君）福祉施設推進室長、中田芳治君。

○福祉施設推進室長（中田芳治君） 木村議員のご質問にお答えします。

まず1点目の条例第5条、指定管理者による管理の文言の中で、指定管理者ということで「行わせることができるものとする」と、これを行わせるのだというふうな文言に変えてはどうかというご質問かと思えますけれども、あくまでもこれにつきましては地方自治法第244条の2第3項の規定に基づいた文言で整理をさせていただいております。したがって、他の市町村ではいろいろな団体が候補者として上がることも考えられることから、こういった文言も整理できるかなとは思いますが、基本的な考え方としてはあくまでも行政の施設でございますので、行政が妥当と認める機関団体ということで、行政の代理といいますか、そういったものの指定をしていかなければいけないということから「行わせることができる」と整理をさせていただいたとご理解いただきたいと思っております。

それから、第9条の登録イコール利用者ということでございますけれども、これにつきましては登録した時点でこの方のいわゆる、言葉が悪いですが性質ですとか、性格ですとか、いろんな側面的な部分はなかなか理解しづらい部分があると思います。実際利用にかかるときに、たとえば施設上1人で利用するわけではございませんので、職員に対しても迷惑ですとかそういった行為がでてきた段階、あるいはそういう側面的な部分が明らかに判断できる場合に

は、利用を拒むということは可能かと思っております。

こういった部分を総合しながら、先ほど質問があった3つ目にあたりますが、宣言を加えざるを得ないと思っております。明らかにうたえる制限、整理できるもの、実際受入れてみなければわからない状況、そういったものが発生するかと思いますので、適・不適というかたちでの最終的な判断になってくるかなと思っております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 先に制限のところなんですけど、結局うちの村には介護サービスとしては訪問介護とデイサービスとショートステイしかないわけで、もし許可していただけないのであればその方はどうなるのかと思うのですが、その点をお聞きしたいのが1点と、地方自治法の244条の2第3項に「管理を行わせることができる」ということが書いてあるので「できる」としたということなのですが、同条第8項に利用料金を「指定管理者の収入として収受させることができる」ということになっております。今回のこの条例の第12条では利用料金を「指定管理者に納付しなければならない」と書いてあるのですが、やはりそれを地方自治法でいうのであれば「納付させることができる」という文言にしなければならないのではないかなと思うのですが、その辺の見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（相川繁治君）福祉施設推進室長、中田芳治君。

○福祉施設推進室長（中田芳治君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

まず、第5条の部分でございますけれども、いわゆる登録した者が利用できないというふうになれば、ここに登録した者については基本的には他の施設は入所以外は利用できないことに

なっておりますので、そういった部分では登録も取消すということになります。これが1つです。

ただし、木村議員が言われるとおり、一村一社会福祉法人の中で村のより一層の福祉を推進しようとする考えであれば、できる限り受入れられる体制というのは当然指定管理者の職員含めて、一定程度レベルを上げた段階での考え方はしていかなければいけないというふうには考えてはございます。しかし、最悪の場合ということでのあくまでの理解をしていただければよろしいかなと思っておりますけれども、そういった部分での今回の条例整備とご理解いただければよろしいかなと思っております。

したがいまして、最終的に利用できない部分につきましては、他の施設、今後のことを考えれば登録を取消すという形に、最終的にはなっていないかなと、これはもう最終段階でございます。なんとか利用できるかたちに持っていければ、というよりも持っていくような形にしていきたいと考えてございます。

それから、利用料金の問題でございまして、これにつきましても244条の2の第8項の規定によって収受させるものということで、運営は指定管理に出すけれども、お金は行政ですよということにはなりませんよと、あくまでも運営と指定管理は、基本的にはその収入を持ってどう運営していくかということが基本になるわけですから、当然管理者のほうに収受させるということでの整理でございまして、そういった部分でご理解をいただければなと思っております。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 8条の関係で（2）の「村長が必要と認めるものも利用できる」となっています。当然認定を受けた者が基本で使

うということですが、現状例えばショートステイの関係でいけば、泊まりの部分については、たとえば緊急に、認定を受けていない同居家族がいて、他町村に出ていたり、遠くへ行くなどで、どうしても高齢者をどこかに預けなければならないという問題があります。また、農家の方々含めて繁忙期については高齢者に十分な扱いをできないのでどこかへ一時避難的に預けてもらうことができないのかとか、こういったいろいろな問題があります。これを作るにあたって、できるだけ使い勝手の良い、住民にとって使いやすい施設を目指すべきだということがこの間議論してきています。この辺の「村長が必要と認める」と、ここのところに施設管理者がその辺を十分に理解していないと、大変使い勝手の悪い規定どおりの施設利用という形になると、本来いろいろな議論してきたものが活かされるためのこの「村長が必要と認めるとき」というふうに理解しているわけです。その辺についてどういうふうに考えているのか、施設管理者に十分に考え方を説明しておかないとトラブルが起きる原因になると思うので、この辺の考え方について質問いたします。

○議長（相川繁治君） 福祉施設推進室長、中田芳治君。

○福祉施設推進室長（中田芳治君） 五十嵐議員のご質問にお答えします。

過去から言われてきておりました課題の1つだというふうにも理解しております。そういった部分での理解の中でこの整理をしてございまして、したがいまして、今後指定を受けるであろう団体につきましても、既にその辺につきましては前談の協議の段階で十分に理解をいただいているというふうに考えてございますので、いま議員がおっしゃる中ではその辺は遅滞なくものごとについては進んでいくというふうに考えてございます。以上でございまして。

○議長（相川繁治君） ほかに質疑ありませんか。

2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 何点かお伺いしたいと思います。

まず、11ページの4条の（3）の中で「村長が認めるサービス」とあります。これはどのようなサービスを想定しているか、まず1点目。

次に第5条で「村長が指定する法人、その他の団体、以下指定管理者」ということになっていますが、その他の団体というのはどの範囲の団体なのかこれを明確にお示し願いたいと思います。

それから、12ページの第6条の（4）の「前3号」とあります。産業常任委員会の資料では「前各号」となって説明を受けてございますが、これはどちらが正しいのかお伺いしたいと思います。

それから、同条第2項の中で「村長が定める基準」というものがあるのですけれども、どのような基準かこれについてお伺いいたします。

それから、13ページの12条の中で「小規模多機能施設の利用にかかる料金、以下、利用料金」とあるが、どんな内容か、月額の利用介護を含まれるものか、これについてお示し願いたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 福祉施設推進室長、中田芳治君。

○福祉施設推進室長（中田芳治君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の村長が認めるサービスということでございますが、いま現在につきましては第8条第1項第1号及び2号に規定する要介護認定者以外の者の利用が該当いたします。これ以外となると基本的には想定は、今現在は難しいと思います。しかし、今後運営していく形の中で新しいサービスが必要と、村あるいは社会福

祉協議会が考えた時に、最終的に村長の判断に委ねられることとなりますので、そういったときのために項目とし整理しておく必要があるのではないかと考えております。

それから、第5条のその他団体ということはどういうものがあるのかといいますと、いわゆる福祉施設団体、それから医療法人ですとか社会福祉法人といった部分その他の団体に入ってくると思っております。村長が指定する法人以外ということのご理解でお願いいたします。

それから第6条の部分、大変失礼いたしました。第4号の部分については「前各号」ということでご訂正をお願いいただければと思います。

それから、第9条の部分で村長が認める基準でございますけれども、この下の文言等にご覧いただけますけれども、利用許可の制限ですとかあるいは許可の取消し等ですとか、そういった利用者に対しての制限、そういった部分を具体的に規則、あるいは要綱が必要であれば、そういった部分を細かく詰めていかなければいけないのですけれども、関係法令以外で別に村長が細かい部分を今後整備していきますので、そういった基準や指示で適正な管理をおこないますということでございます。そういった文言整理とご理解をいただければなと思います。まったく指定管理者が勝手にやるということにはならないということで、基本的な考え方でございます。

それから、第12条の利用料金でございますけれども、これは小規模多機能につきましては以前にも申し上げたとおり、包括金額でございますので利用の仕方うんぬんではなくて、1カ月の定額料金。ただし、宿泊食事代につきましてはそれ以外の自己負担分というふうにご覧いただけます。介護保険料適用部分ということにつきましては定額ということでご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 今の答弁の中で、まだ決まっていない部分ということがあるように伺えるのですけれども、たとえば6条の第2条の村長が定める基準については、これははっきり言ってまだ決まっていない、未確定な部分であるような気がするし、いまの月額料金についてもこれで概ね決まっているのであれば、これではっきり示してもらわなければならないと思うのです。

それからもう1つはこの条例を見る限りにおいては指定管理者の権限がかなり強くあると思うのです。そこへ村長が定めるうんぬんという言葉が出てくると、指定管理者と村長の間でトラブルは起こらないと思うけれど、その辺の仕事の兼ね合いが、両者でいろいろな解決ができるので、被害にあうのはここへ入所しなければならない、利用しなければならない人たちにかかると思うのです。だから、もうちょっときちんとした条例の整備が私は必要かと思うのですけれども、若干ぼわっとしたような感じの答弁だと思うのです。その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 福祉施設推進室長、中田芳治君。

○福祉施設推進室長（中田芳治君） 長谷川議員の再質問にお答えします。

いま条例の整備ということで少しご意見をいただいたと思うのですけれども、条例につきましてはあくまでも基本的な骨子を整備するものであって、中身的な細かい部分については、先ほどもご答弁を申し上げておりますけれども、規則なり要綱なりそういった部分で整備していく形にはなろうかと思えます。ただ、ここに大きな基準的なものはここで整備して、たとえば制限ですとか、いわゆる利用における部分、取消しの部分、そういった部分での条例の整備は

してございますけれども具体的に見込まれるもの、それも整備してございますけど、それ以外にいろいろな形が生まれてくることもございます。それを今後実際に運用してみて、あるいはその前に整備ができるもの、そういったものは村単独ではなくて双方協議をしながら考えられる範囲、いま整備できる範囲の中でそれは順次整備をしていくという形になろうかと思えます。そういった部分については、具体的には運用要綱なりでの整備になろうかと思えますので、いまご心配されるようなことは、指定管理者との協議をしてみますので、そういった部分での整合性はとれると理解をしております。

それから、金額の問題で、言えないのではなくて、実は言えます。よろしいでしょうか。これはお風呂を利用する部分での整理もしてございますけれども、あくまでも小規模そのものについての金額、と言いますのは以前にも金額をお出しした経過がありますけど、小規模につきましては要支援でこれはお風呂が入ってございますけれども4498円、要支援2については8047円、要介護1につきましては1万1505円、2につきましては1万6432円、3については2万3439円、4につきましては2万5765円、5については2万8305円というような基準金額となっております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） ほかに、質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号 占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番(木村一俊君) 議案第5号、第6号についても言えるのですが、昨年の6月13日の本会議で村民税の延滞金、還付加算金の利率の関係の変更があったと思うのですが、今回もその内容だと思うのですが、時間にずれが出た理由を教えてください。

○議長(相川繁治君) 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長(小尾雅彦君) 先立って地方税法の改正ということで、税制度の内容と平行して進めなければならない内容でありました。今回、介護保険条例と高齢者医療の内容につきましても同様に納税環境の整備ということで、見直しをしなければなりませんでしたが、実際のところは業務的に間に合わなかったということで、同時進行できなかつたことをお詫びしたいと思います。事務的に間に合わなかったということで非を認めたいと思います。

○議長(相川繁治君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第6号、占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番(木村一俊君) 間に合わなかつたのですみませんということでしたが、遅れたことによって不利益は被ることはないのかどうかお聞きします。

○議長(相川繁治君) 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長(小尾雅彦君) 特に当事者に関して不利益を被ることはないとお聞きしております。

○議長(相川繁治君) ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、平成26年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者は、ページ数を明らかにし質疑、答弁は要点を明確に、簡潔に発言してください。

質疑は、ありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番(木村一俊君) 何点かお聞きいたしたいと思います。28ページ、21款村債、1項村債1目総務債の1節臨時財政対策債の減額についてですが、課長の説明では算定基礎となった財源不足が減少したためということで、算定基礎となった財源不足額が減少したということで、ここのところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから2目民生債と3目土木債の過疎債の配分が少なくなったということで減額されたということで説明があり、結局基金からの繰出しが増えたという結末だったのですが、このこと

どうか、将来負担比率に与える影響があるのかどうか、その点お尋ねいたしたいと思います。

それから30ページ、1目社会福祉総務費、13節委託料で、デイサービスセンターの埋設管等漏洩検査の委託料がでているのですが、当初予算ではデイサービスセンター地下タンクの点検委託料として23万3千円があるのですが、この点検によって見つかったことなのか、また別なあれなのかその辺をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

それから同じく障害者自立システムの改修業務の委託料が出ているわけなのですが、当初、保守業務委託で32万4千円というのがあったのですが、最初から改修するのだったら保守がいらなかったのではないかなという気がするのですが、その辺の説明をお願いいたしたいと思います。

それから35ページの10款教育費、1項教育総務費、3目義務教育振興費の委託料のところですが、児童生徒健康診断業務委託ということで10万の増ということなのですが、当初児童生徒の臨床検査委託で2万4千円、それから心電図検査の委託料で3万円があるわけなのですが、新たに健康診断をやらなければならなかった、その理由を教えてくださいたいと思います。

それから36ページ、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の20節扶助費の要・準保護生徒援助費4万円増ですが、当初予算で16万円、1号補正で7万円ということで、また補正かと思うのですが、1号補正で十分に費用が算定できなかった理由を教えてください。

10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、9節旅費なんですけど、公民館地域連携活性化事業旅費ということで12万円増ということなんですけど、当初が15万円あったのですが、この増の内容を知らせてください。以上です。

○議長(相川繁治君) 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 28ページ、21款村債、1目総務債の臨時財政対策債の詳細でございますが、本年の交付税算定におきまして、昨年と今年とあるのですが、臨時費目であります地域経済雇用対策費の需要額が本村では大きく減少しております、1億7786万6千円の昨年比で減少をしております。したがって、総額の交付税も減少しております、その交付税に対する普通交付税の交付額、その不足分が臨時財政対策債で、その財源不足になった起債分が減少したということで、前年比で2008万1千円ほど減りまして、平成26年で9123万7千円の起債許可ということですから、当初予算で見込んでおりました臨時財政対策債から比較して1976万3千円の減額となっております。

2目民生債、4目土木債におけます過疎対策債の減額でございますが、この理由は予算説明のときも申し上げましたとおり、全国での過疎債の要望額が多く、年間予定額を大幅に上回った事態になったことから、各市町村へ減額して配分されることとなったということで、本村におきましては過疎債3億430万円の内定をいただいていたのですが、配分予算がないということで2億3500万に減額され、6930万が減額になったということでございます。これに伴う公債費率等の影響なんです、もちろん逆に言うと借金をしない分だけ公債費率が良くなると、その分一般財源なり積立金の額が減ることにはなりますが、健全化判断比率に大きな影響を与えることはないかと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） まず10款教育費、1項教育総務費、3目の義務教育振興費の児童生徒健康診断業務委託料につきましては、就学時健診を行っているわけでありまして、その際に2次健診が必要な児童が出た場合に協会病院に委託をして2次検査を実施してもらうため

に委託料として、今回新規に委託料として10万円を計上させていただいております。

続きまして10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の扶助費、要・準保護生徒援助費4万円の増でありますけれども、これにつきましては新たに対象者が増えたことによりまして、4万円の増を計上しております。

続きまして10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費の旅費につきましては、公民館地域連携活性化事業旅費なんですけど、これにつきましては事業の中で中間報告のための出席を求められておまして、その旅費として新たに12万円の増を計上しているところであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 30ページの内容についてお答えいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の13節委託料でのデイサービスセンター地下タンク埋設管の漏洩検査業務委託料なんです、当初予算で計上しておりました経費とは別途に、消防法により3年に1度の圧力点検で漏洩検査をしなければならないところ、前回実施の平成22年の12月以降、3年以上が経過して未実施だったため、消防の立入検査で指摘されておりました。今回、5万9千円の計上で漏洩検査を実施したいという経費になります。

続いて障がい者の自立支援システムの改修業務の委託料なんです、これにつきましても今般、社会保障税番号制度、マイナンバー制度のシステム改修費ということで、当初予算で計上しております保守の経費とは別途に60万5千円の増額でシステム改修を対処したいということであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 2点ほどお伺いしたい



と思います。36ページ、10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、11節の需用費、スキー場の照明386万6千円ということですが、これについて現在の状況等、どのようなことを修繕するのか詳細をお知らせください。

同じページで13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費の17節公有財産購入費です。土地購入費ということで536万4千円ですが、内容と500万出して購入するという事なので、目的についてお知らせください。以上です。

○議長（相川繁治君） 教育次長、伊藤俊幸君。

○教育次長（伊藤俊幸君） 10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費のスキー場照明器具の修繕料についてでございますけども、現状につきましては37基の照明器具がございまして、そのうち10基がLED化済でございます。今回12基を修繕に合わせましてLED化を進め、消費電力の減少を図っていきたくて考えております。残りの15基につきましては、比較的新しい照明器具となっているため、当面修繕のほうは見合わせていきたくてという現状でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 36ページの13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費の内容についてご説明申し上げたいと思います。利用目的につきましては、現在のところ公営住宅等の用地として考えてございます。住宅問題、機能もいろいろ出ておりましたけども、村有地等、住宅を建てる用地が不足をしているということから、この際購入可能な土地がありましたので、購入をさせていただきたいということで今回計上させていただきました。中身でございますが、1点が旧森林管理事務所跡地、本通になります。宅地でそれぞれ3筆ございまして、合計で1276.02平方メートル、単価が固定資産評価額の2100円、価格で267万9642円を予定してお

ります。現在、財務省の旭川事務所と協議中でございます。単価は決定しておりませんが、この単価以内で収まるだろうということで、これよりは安くなると考えておりますけども、最大限の予算計上をさせていただいております。

もう1点、千歳地区にございます遊休宅地、個人所有でございますけども、隣接して一定の用地が確保できるということから2筆、面積で1322.22平方メートル、単価で固定資産評価額2030円、価格で268万4107円ということで、この宅地の購入について今回予算計上をさせていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） すみません、ひとつ質問を忘れていました。32ページ、6款農林業費、1項農業費、4目農業構造改善事業費の13節委託料で、ニニウキャンプ場の水源調査220万円ということで、ニニウ地区の水の状況について伺います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 今のご質問ですけども、ニニウ地区については今は使われておりませんがテニスコートの奥に井戸がありまして、そこから旧サイクリングターミナルですとか、キャンプ場に水を送っています。今年8月は天気も良かったせいもあるんですが、井戸の水が枯れ、急遽消防にお願いしまして水槽車で水を供給していただいた経緯がございます。夏場の渇水期と言いますか、雨が降らなければ水が不足するということもありますので、まず電気探査をまず行いまして水源があるのかないのか、その辺を確認したうえで、もし水源が見つかるのであれば、来年以降水源の確保を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 前にもお伺いしたか

と思うんですが、何点かお伺いしたいと思えます。29ページの2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の村有地コンクリート殻廃棄物処理委託料について、場所とコンクリートの量、これが産廃にならないのかをお聞きいたします。

次に33ページの6款農林業費、2項林業費、1目林業振興費、1節報酬について、猟区管理運営委員の構成員が指導機関、関係機関、団体、学識経験者とありますが、このメンバーについてお伺いしたいと思えます。同じく13節委託料ですが、猟友会が行う猟区巡視業務の内容についてお伺いいたします。当初、2年間は準備期間と説明があったのですが、それがどうなっているのか伺います。

次に34ページの8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路維持費、13節委託料で、トマム地区村道支障木の状況について概ね何立方メートルを切って、その支障木をどのように利用するかお聞きいたします。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） お答えをいたします。29ページの2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費における村有地のコンクリート殻廃棄物処理委託料についてであります。これにつきましては、美園地区の宅地でございます。公募によりまして分譲販売をしている土地でございます。もともと古い公営住宅が建っています。それを取壊したときの残骸と言いますか、トラフだとか基礎等のコンクリート殻が、U字側溝などのコンクリート殻がありまして、これの処理をしたいということで数量にして10トン、それからもちろんご指摘のように産業廃棄物となりますので、その処分費を含めた予算額と計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 34ページ、8

款土木費、1項道路橋梁費、1目道路維持費、13節委託料で、トマム地区村道支障木伐採枝払い業務委託料について予算を計上させていただいております。これについては、村道の道路脇に枝がかぶさってきている状況にありまして、長谷川議員のおっしゃる材積とかそういった部分は抑えておりません。基本的には枝払いをおこないたいと、その中でどうしても支障になる木については伐採したいということで今回予算計上させていただきました。以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） 33ページ、6款農林業費、2項林業費、1目林業振興費、1節報酬でご質問をいただきました猟区管理運営委員報酬でございますが、9月15日に猟区設定をさせていただきまして、その運営に当たりまず管理運営委員会を設置したところであります。その委員のメンバーということのご質問だと思います。委員全体で13人、それから助言者が2人ということでございます。まず、委員といたしまして森林南部管理署から2人、富良野地区森林組合から2人、北海道猟友会富良野支部占冠部会から1人、占冠村農業委員会から1人、占冠村商工会から1人、株式会社星野リゾートから1人、NPO法人占冠・村づくり観光協会から1人、酪農学園大学から1人、森林総合研究所から1人、西興部村猟区管理協会から1人、北海道立総合研究機構から1人、NPO法人エンヴィジョン環境保全事務所から1人、助言者といたしまして北海道上川総合振興局環境生活課から1人と富良野警察署生活安全課から1人ということで、全員で15人でございます。その中で村外の方におきましては報酬が必要になってくるということからこの金額を補正で計上させていただいております。

2点目の質問で13節委託料の件でございます。

猟区設定にかかります猟区巡視業務委託料としまして42万7千円を計上させていただいておりますが、これにつきましては猟区巡視委託業務、基本的には猟区設定をしたことで管理としましては村長が管理者として運営していくと、そして事務局として林業振興室が担うわけでありませんが、巡視業務といたしまして経常業務の中で私どもが担うわけでありますが、休日におきまして猟友会占冠部会の方々にこの業務を担っていただくという形で考えておりました、村内におけるハンターの安全・安心を勝ち取るためのハンターのルールを守っていただくための巡視と。それから猟区設定におきまして全区域を村内エリアとしたかったわけでありますが、一部猟区の区域から外さざるを得ないというようなこともございまして、あるいは従前から保護区域というのも村内にあります。そこにつきましても区域の管理と言いますか、狩猟を遠慮していただくといった形での巡視が本来業務でございます。これらにつきましては経費としまして42万7千円を計上させていただきました。説明は以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 34ページ、8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路維持費、13節の委託料の関係でありますけども、510万5千円を計上しておりますが、この中で村道東1線法面調査業務委託料として400万円が計上されております。これは東1線の正確な場所を把握していないものですからその場所と、もうひとつは同じく土木費の3項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料の遊具的点検委託料で21万6千円を計上されておりますが、遊具点検委託の中で長寿命化における防錆も含めて委託されているのか内容をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、岩谷健悟君。

○産業建設課長（岩谷健悟君） 34ページ、8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路維持費の13節委託料で村道東1線法面調査委託料について、中学校をあがる場所の神社のところにブルーシートがかかっている、その部分が下にふとんかごがあるんですが、少しずれている部分もありますので、そこをボーリング調査をいたしまして、来年法面の工事をすべく設計までを含んでおります。

同じく34ページ、8款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、13節の遊具定期点検委託料ですけども、今回についてはあくまでも点検ということでありまして、かなり遊具自体も古いものですから1度点検をしていただいた中で、基本的に今の遊具が長持ちするのかどうかという部分もありますし、もう古くて駄目で撤去しなきゃならないという部分も出てくるかと思っておりますので、そういった部分の点検を行うということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第7号、平成26年度占冠村一般会計補正予算、第3号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第8 議案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第8号、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、平成26年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第9 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、平成26年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、平成26年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第11 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第11号、平成26年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第12 議案第12号

○議長（相川繁治君） 日程第12、議案第12号、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第12号、平成26年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第13 認定第1号

○議長（相川繁治君） 日程第13、認定第1号、平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書61ページをお開き下さい。認定第1号、平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告があったのでその意見を付して議会の認定を求め。平成26年9月16日提出、占冠村長、中村博。

記以下の内容についてご説明いたします。1、平成25年度占冠村歳入歳出決算書につきましては別冊となっております。別冊の決算書につきましては1ページ総括表から161ページ歯科診療所事業特別会計までとなっております。次に、下記に記載の（1）占冠村一般会計と（2）から（8）までの7特別会計がございます。2つ目として平成25年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料についても同じく別冊となっております。（1）の歳入歳出決算事項別明細書は決算

書の一般会計は9ページから、各特別会計についても81ページから国民健康保険事業特別会計となっております。以降同様に記載されております。(2)の実質収支に関する調書は一般会計は75ページ、各特別会計についても100ページ国民健康保険事業特別会計となっております。以降各特別会計の最後のページに記載されております。一般会計におきましては、繰越明許、繰越額が記載されております。次に(3)財産に関する調書、(4)基金等運用状況調書は別綴りで1冊となっております。(5)主要な施策の成果を説明する書類についても別冊となっております。3として監査委員の意見書については平成26年9月5日付けの文書の写しを別冊で配布させていただいております。

それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書をご用意いただきたいと思います。1ページの総括表をお開き願いたいと思います。

決算額で申し上げます。一般会計、歳入決算額27億9624万9475円、歳出27億5522万46円、歳入歳出差引金額4102万9429円。次に国保会計、歳入1億3500万9202円、歳出1億2399万172円、歳入歳出差引金額1101万9030円。診療所会計、歳入8551万7707円、歳出8343万6765円、歳入歳出差引金額208万942円。簡易水道会計、歳入1億2470万9814円、歳出1億2193万4235円、歳入歳出差引金額277万5579円。下水道会計、歳入1億86万1599円、歳出9657万8773円、歳入歳出差引金額、428万2826円。介護会計、歳入1億472万6267円、歳出1億166万4314円、歳入歳出差引金額306万1953円。後期高齢者医療会計、歳入1444万1230円、歳出1427万1074円、歳入歳出差引金額17万156円。歯科診療所会計、歳入2354万2522円、歳出2166万7052円、歳入歳出差引金額187万5470円。一般会計、特別会計合計ですが歳入33億8505万7816円、歳出33億1876万2431円、歳入歳出差引金額6629万5385円でございます。

以上、簡単ですが提案理由のご説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(相川繁治君) お諮りします。ただ今議題となっております平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、議長並びに議会選出監査委員の木村一俊君を除く5人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成25年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、5人に委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与しこれに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告します。委員長に長谷川耿聰君、副委員長に工藤國忠君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで午後1時まで休憩といたしたいと思います。

休憩 午前11時28分

再開 午後1時00分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎日程第14 諮問第1号

○議長（相川繁治君） 日程第14、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題にします。提出者の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成26年9月16日提出、占冠村長、中村博。住所、占冠村字中央。氏名、山下由美子。

人権擁護委員にご推薦申し上げます山下由美子氏は平成18年1月1日より同委員として御活躍されております。平成22年1月1日より子ども人権専門委員として義務教育の児童生徒に人権の大切さを啓蒙するなど、その実績を認め推薦するものです。以上、議会の意見を求めるものです。

なお、同氏の経歴については裏面に記載してありますのでご参照願います。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。ただ今議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は、適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は、適任と認めることに決定しました。

## ◎日程第15 同意案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第15、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題にします。提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。平成26年9月16日提出、占冠村長、中村博。住所、占冠村字中トマム、氏名、久我正志。

今回、固定資産評価審査委員会委員としてご提案申し上げました久我正志氏は、占冠村のご出身で村内の事情に精通しており、平成8年10月1日に同委員に選任され現在に至っております。委員として18年の経験を有しており、適任者であることから再任するものです。以上、ご審議をお願いいたします。

なお、同氏の経歴については裏面に記載してありますので、ご参照願います。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。ただ今議題となっております同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

いての件はこれに同意することに決定しました。

### ◎日程第16 同意案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第16、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成26年9月16日提出、占冠村長、中村博。住所、占冠村字中央、氏名、藤本重克。

教育委員としてご提案申し上げました藤本重克氏は、平成10年11月17日から現在まで占冠村教育委員会委員として現在に至っております。平成21年10月1日より教育委員長を務められ教育行政に精通しており、適任者として再任するものであります。以上、ご審議をお願いいたします。

なお、同氏の経歴については裏面に記載してありますのでご参照願います。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。ただ今議題となっております同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第2号、占冠村教育委員会

委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

### ◎日程第17 意見書案第11号から日程第20 意見書案第14号

○議長（相川繁治君） 日程第17、意見書案11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件から、日程第20、意見書案第14号、2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書までの件、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。意見書案第11号については、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 意見書案第11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提案いたします。平成26年9月17日提出、提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同じく、佐野一紀。賛成者、同じく、五十嵐正雄。

内容を要約して説明し提案したいと思います。

本村において林業・木材産業は地域を支える基幹産業として雇用確保、地域経済の活性化、更には地域の大切なエネルギーとして、また地球環境を守る観点からも将来にわたり最重要の産業です。

国は平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上にする目標を掲げています。また、道は国の「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、地域の様々な取組みを支援してきました。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。



よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望します。

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取組みを支援するため「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、またはこれに代わる恒久的な支援制度を創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールである森林経営による森林吸収量の算入上限値3.5%分を最大限確保するため「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を追加するなどし、森林整備の推進等のための安定低的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月17日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。

意見書提出先は記載のとおりであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 意見書案第12号については、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 意見書案第12号、「手話言語法」制定を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成26年9月17日提出、提出者、占冠村議会議員、木村一俊、賛成者、同、工藤國忠。賛成者、同、長谷川耿聰。

以下、要旨を述べます。

「手話言語法」制定を求める意見書。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されている。条約の批准に向けて政府は平成23年8月に「改正障害者基本法」を成立させ国内法の整備を進めた。同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けている。本村議会は政府と国家が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが

手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月17日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。

意見書提出先は内閣総理大臣。よろしくご審議ください。

○議長（相川繁治君） 意見書案第13号については、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 意見書案第13号、軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成26年9月17日提出、提出者、占冠村議会議員、長谷川耿聰、賛成者、同、山本敬介、賛成者、同、木村一俊。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源として目的税から普通税へ変更されたことで、平成23年3月末をもって課税免除措置が廃止される予定となっていたが、索道事業者等から強い要望により、3年間の延長措置が認められ、平成27年3月末での適用期限を迎えることになりました。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなればスキー人口の減少等から、現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されております。

当村におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

す。

よって国において索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業緒衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成26年9月17日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。

意見書提出先は記載のとおりであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 意見書案第14号については、佐野一紀君。

**○5番（佐野一紀君）** 意見書案第14号、2015年度予算（介護・子ども）の充実強化を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成26年9月17日提出。提出者、占冠村議会議員、佐野一紀、賛成者、同、五十嵐正雄、賛成者、同、山本敬介。

2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書。

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者及び関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」及び「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものとならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところであります。

2015年4月からは本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善及び放課後児童クラブ、児童養護施設等の改善等が極めて不十分な内容となっております。

つきましては、介護保険制度については地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく制度の充実をはかるとともに、子ども・子育て支援新制度については保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求めます。

1、介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。

2、子ども・子育て支援新制度の本格的実施に必要な約1兆円の財源を確実に確保すること。

3、介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月17日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。

意見書提出先は裏面に記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（相川繁治君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第11号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め

る意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第12号、「手話言語法」制定を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第13号、軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、意見書案第14号、2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議員派遣の件

○議長(相川繁治君) 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

よって議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

---

#### ◎日程第22 閉会中の継続調査・所管事務調査の申出

○議長(相川繁治君) 日程第22、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査、所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく、休憩します。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時32分

○議長(相川繁治君) 休憩前に引続き会議を開きます。

---

#### ◎追加日程第1 議案第13号

○議長(相川繁治君) お諮りします。

ただいま、村長から議案第13号、財産の無償譲渡についての件が提出されました。これを、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

議案第13号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第13号、財産の無償譲渡についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書ページで69ページに追加になります。

議案第13号、財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。本件は、地方自治法第96条第1項、第6号の規定に基づき財産を無償で譲渡したいので、議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡しようとする内容をご説明申し上げます。建物の所在と内容ですが、占冠村字中トマム2170番地1にあります店舗1棟で家屋番号2170番1、構造は、鉄骨造り、亜鉛メッキ鋼板、ブキ、2階建てで延べ床面積962.73㎡でございます。譲渡の目的は、トマム村有リゾート施設の賃貸借契約書第6条第2項に基づき、老朽化に伴い既に無償譲渡し、取り壊しが進められている店舗建設に合わせ本施設を同様の処理をすることにより、新たな温浴施設の建設予定地に隣接していることから、これを無償譲渡することで周辺の景観を保全し観光振興と地域経済の発展に起用するものでございます。

譲渡の相手方ですが、占冠村字中トマム2172番地に株式会社星野リゾートトマム代表取締役佐藤大介でございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

これより討論を行います。討論は、ありませ

んか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第13号、財産の無償譲渡についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。

平成26年第5回占冠村議会定例会を閉じます。

閉会 午後1時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月 1日

占冠村議会議長 相川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

占冠村議会議員 山 本 敬 介